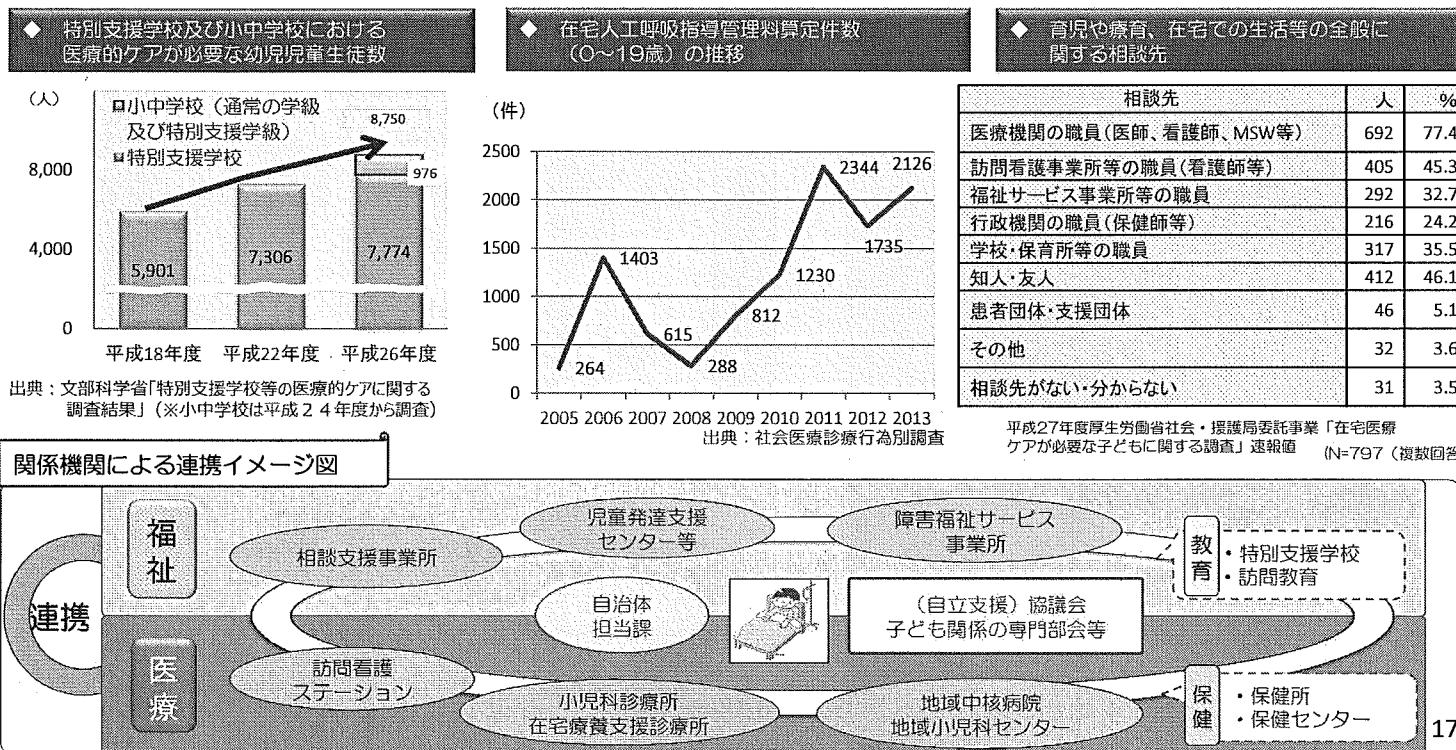


# 医療的ケアを要する障害児に対する支援

- 医療技術の進歩等を背景として、NICU等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障害児(医療的ケア児)が増加している。
- このため、医療的ケア児が、地域において必要な支援を円滑に受けることができるよう、地方公共団体は保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制の整備について必要な措置を講ずるよう努めることとする。  
※ 施策例：都道府県や市町村による関係機関の連携の場の設置、技術・知識の共有等を通じた医療・福祉等の連携体制の構築



## 障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- 児童福祉法に基づく障害児通所・入所支援などについて、サービスの提供体制を計画的に確保するため、都道府県及び市町村において障害児福祉計画を策定する等の見直しを行う。  
※ 現在、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスについては、サービスの提供体制を計画的に確保するため、都道府県及び市町村が障害福祉計画を策定し、サービスの種類ごとの必要な量の見込みや提供体制の確保に係る目標等を策定。

### 具体的な内容

#### 【基本指針】

- 厚生労働大臣は、障害児通所・入所支援、障害児相談支援の提供体制の整備や円滑な実施を確保するための基本的な指針を定める。

#### 【障害児福祉計画】

- 市町村・都道府県は、基本指針に即して、障害児福祉計画を策定する。

#### (市町村障害児福祉計画)

- ・障害児通所支援や障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ・各年度の自治体が指定する障害児通所支援や障害児相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

#### (都道府県障害児福祉計画)

- ・障害児通所・入所支援、障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ・都道府県が定める区域ごとに、当該区域における各年度の自治体が指定する障害児通所支援や障害児相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- ・各年度の障害児入所施設の必要入所定員総数

※上記の基本指針、市町村障害児福祉計画、都道府県障害児福祉計画は、障害者総合支援法に基づく基本指針、市町村障害児福祉計画、都道府県障害児福祉計画と一体のものとして策定することができる。

- 放課後等デイサービス等の障害児通所支援や障害児入所支援については、都道府県障害児福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるとき(計画に定めるサービスの必要な量に達している場合等)、都道府県は事業所等の指定をしないことができる。

## 補装具費の支給範囲の拡大（貸与の追加）

- 補装具費については、身体障害者の身体機能を補完・代替する補装具の「購入」に対して支給されているが、成長に伴って短期間での交換が必要となる障害児など、「購入」より「貸与」の方が利用者の便宜を図ることが可能な場合がある。
- このため、「購入」を基本とする原則は維持した上で、障害者の利便に照らして「貸与」が適切と考えられる場合に限り、新たに補装具費の支給の対象とする。

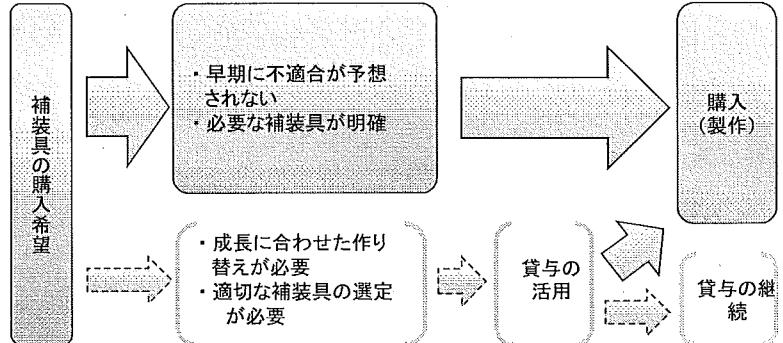
### 具体的な内容

#### 貸与が適切と考えられる場合（例）

- 成長に伴って短期間での交換が必要となる障害児
- 障害の進行により、短期間の利用が想定されるもの
- 仮合わせ前の試用

※ 上記のような場合が想定されるが、今後、関係者の意見も踏まえて検討。

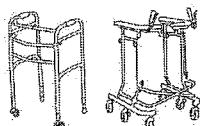
※ 身体への適合を図るために製作が必要なもの等については、貸与になじまないものと考えられる。



#### <貸与の活用があり得る種目（例）>

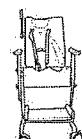
##### 【歩行器】

歩行機能を補うため、移動時に体重を支える器具



##### 【座位保持椅子】

姿勢を保持することが困難な障害児が日常生活の中で使用

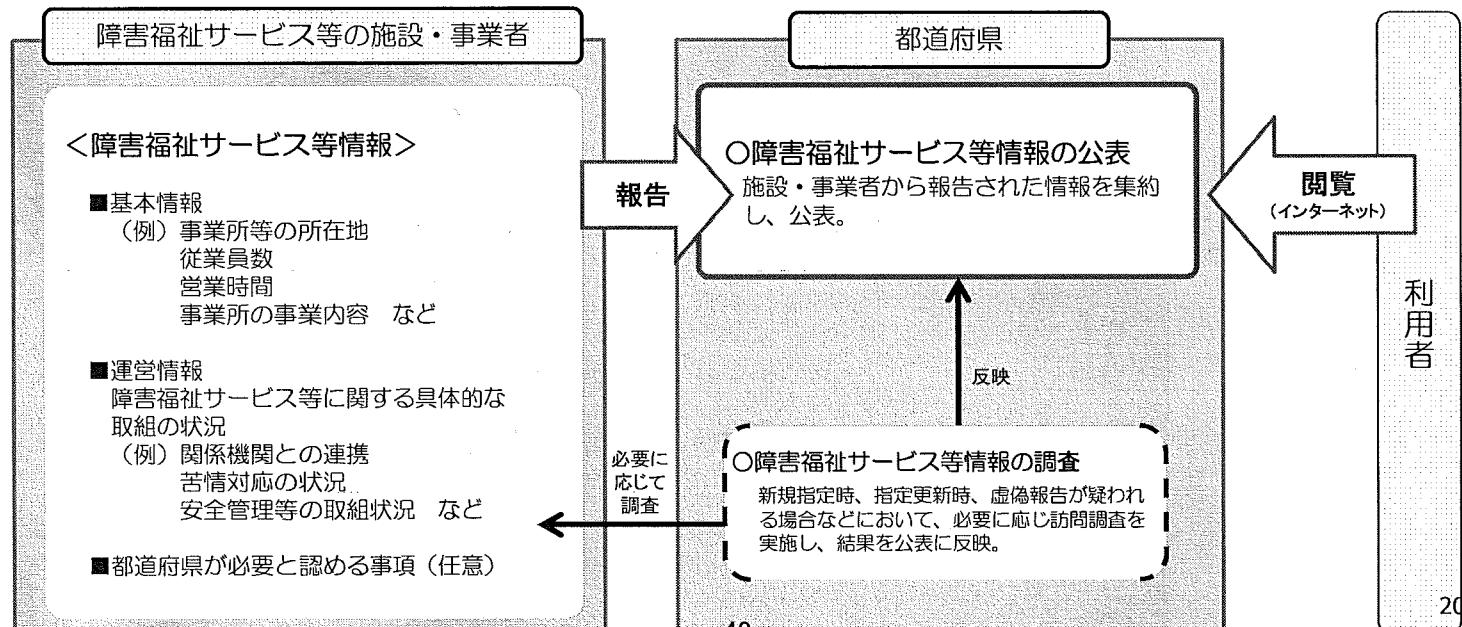


※対象種目については、今後検討。

19

## 障害福祉サービス等の情報公表制度の創設

- 障害福祉サービス等を提供する事業所数が大幅に増加する中、利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上が重要な課題となっている。  
※請求事業所数：平成22年4月 48,300事業所 → 平成27年4月 90,990事業所
- このため、①施設・事業者に対して障害福祉サービスの内容等を都道府県知事へ報告することとともに、②都道府県知事が報告された内容を公表する仕組みを創設する。  
※介護保険制度と子ども・子育て支援制度においては、同様の情報公表制度が導入されている。



## 改正障害者総合支援法の施行について ～今後のスケジュール（予定）～

時 期	内 容
平成29年2月	基本指針（厚生労働省告示）の改正案のパブコメ
平成29年3月目途	基本指針（厚生労働省告示）の改正
平成29年春頃～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各地方自治体において第5期障害福祉計画の策定作業</li> <li>・改正法に関する関係政省令等の改正について、社会保障審議会障害者部会で議論</li> <li>※報酬改定については別の検討会で議論</li> </ul>
～平成29年夏頃	<p>改正法に関する関係政省令の改正（平成30年4月施行）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新しく創設するサービス（自立生活援助、就労定着支援等）に係る支援の対象者、内容、期間</li> <li>・介護保険サービスの利用者負担軽減措置の対象者、軽減額</li> <li>・情報公表制度関係（公表する情報など）</li> </ul>
～平成30年3月目途	報酬改定に関する関係省令等の改正（サービスの報酬額、サービス事業者の指定要件関係）
平成30年4月	改正法の施行

21

## 2 障害者総合支援法の対象疾病（難病等）の拡大

22

# 障害者総合支援法の対象疾病（難病等）の見直し

- 障害者総合支援法の対象疾病（難病等）については、難病の患者に対する医療等に関する法律及び児童福祉法の一部改正法が成立したことに伴う指定難病の検討等を踏まえ、平成26年8月より平成27年3月にかけて「障害者総合支援法対象疾病検討会」において疾病の要件や対象疾病的検討を行い、対象疾病を130疾患から332疾患に拡大。
- その後の指定難病の検討状況等を踏まえ、今年度に開催された障害者総合支援法対象疾病検討会において、新たに対象となる疾病の検討が行われ、本年2月13日に拡大方針が決定（358疾患）。

## H26.7 「障害者総合支援法対象疾病検討会」の立ち上げ

### 【第1回】○関係団体ヒアリング

- ・一般社団法人 日本難病・疾病団体協議会（JPA）
- ・認定NPO法人 難病のこども支援全国ネットワーク
- 検討の進め方 等

### 【第2回】○障害者総合支援法の対象となる難病等の考え方（要件等） ○対象疾病的検討（第1次実施分）

## H27.1 第1次疾病的実施（151疾患）

## H27.3 【第3回】○検討（第2次）の進め方 ○対象疾病的検討（第2次実施分）

### 【第4回】○対象疾病的検討（第2次実施分）

## H27.7 第2次疾病的実施（332疾患）

## H29.1 【第5回】○対象疾病的検討（第3次実施分） ⇒その後、パブコメの実施、告示の改正等

## H29.4 第3次疾病的実施（358疾患）

## 障害者総合支援法の対象疾病的要件

指定難病の要件	障害者総合支援法における取扱い
①発病の機構が明らかでない	要件としない
②治療方法が確立していない	要件とする
③患者数が人口の0.1%程度に達しない	要件としない
④長期の療養を必要とするもの	要件とする
⑤診断に関し客観的な指標による一定の基準が定まっていること	要件とする

23

## 障害者総合支援法対象疾病一覧〈拡大後〉（案）

別紙

番号	疾患名	番号	疾患名	番号	疾患名
1	アイヌルデイ症候群	41	陳氏第三オルガニ	83	近ストロフィー
2	アイザックス症候群	42	内胚貪食	84	ワッサン病
3	1型A型糖尿病	43	黄色網状骨化症	85	クリオビリン-開通網状筋膜病
4	1型B型糖尿病	44	黄疸マストロフィー	86	クリッペル・トレーナー・フェーパー症候群
5	蘇格兰性骨化症候群	45	大田原症候群	87	クルーゴース・ターンスボーテー・タツ横田
6	アダソン症	46	オクシピタル・ホーン症候群	88	ダルタル症候群2型
7	アラモード症候群	47	オスラー病	89	クロフ・ラム病
8	アリビーリ性脊髄炎	48	オーニー病	90	クローン病
9	アーバル症候群	49	青馬蝶文症候群(内側斜視)	91	タロコ・カイト・カナダ症候群
10	アリコトイドーシス	50	遺傳性大脳症	92	高東園病型(二相性)高性尿症
11	アラミール症候群	51	千歳仔前導癲癇症候群下野	93	高脂酸脳症候群
12	アスфикс症候群	52	家庭性先天性心臓病	94	結節性多発筋膜炎
13	アントロート症候群	53	新宿性精神運動性癲癇	95	森村性多発減少性禁固症
14	アレキサンダ病	54	カナル病	96	森村性多発減少性禁固症
15	アンクエルマ1型症候群	55	化膿性鼻竇炎附骨炎・慢性骨髓炎・アズチ症候群	97	原发性免疫多汗症
16	アントレー・ビクスコー症候群	56	難育症候群	98	原発性免疫低下症
17	アイラ高草場症候群	57	カラクトース-1-リソヒドロジルトコスフタコ-1-ガ次発症	99	原発性免疫低下症
18	アーチル・フローラー症候群	58	カルニチニー性精神疾患	100	原発性免疫低下症
19	一次性発作性頭痛性失神癲癇	59	基幹性頭痛	101	原発性免疫低下症
20	1型36年未発症候群	60	軽型癲癇病	102	原発性免疫低下症
21	漸移性脳血管狭窄症	61	難育性癲癇症候群(いのこ症)	103	原発性免疫低下症
22	漸進性失認症	62	発達性2型精神運動性癲癇	104	原発性免疫低下症
23	漸化性癲癇性精神運動性癲癇	63	開網式ノマ子	105	原発性免疫低下症
24	漸化性精神運動性癲癇	64	完全性失聴症候群	106	原発性免疫低下症
25	眞性性精神運動性癲癇	65	難育性皮膚病	107	原発性免疫低下症
26	VATER症候群	66	偽性脳膜炎性癲癇症候群	108	原発性免疫低下症
27	ヴィーバー症候群	67	ギヤロウエイ・モット症候群	109	原発性免疫低下症
28	ヴィリッシュ症候群	68	過度癡性癲癇	110	原発性免疫低下症
29	ヴィルソン病	69	魚骨性癲癇	111	原発性免疫低下症
30	ワエスト症候群	70	環状神経癲癇症候群	112	原発性免疫低下症
31	ワエルナー症候群	71	角膜運動性癲癇症候群	113	半快便ルルモン小脳症
32	ワルフライム症候群	72	腫瘍性癲癇	114	脳萎縮型心筋症
33	ワルリッヒ病	73	後膜症	115	萬字口炎・舌炎
34	ワルツー1型癲癇症候群	74	舌癰性癲癇症候群	116	萬字口炎・舌炎
35	ワルツーX症候群	75	日本難病会合(難病口唇癰瘍症・不んじ病)	117	日本怪病会合
36	ワルツーY症候群	76	日本難病会合(難病口唇癰瘍症・不んじ病)	118	日本怪病会合
37	エーラス・ボンコム症候群	77	日本難病会合(難病口唇癰瘍症・不んじ病)	119	日本怪病会合
38	エヌクタイン症候群	78	日本難病会合(難病口唇癰瘍症・不んじ病)	120	日本怪病会合
39	エプスタイン病	79	熱帯病性免疫低下症		
40	エマヌエル症候群	80	熱帯病性免疫低下症		

障害者総合支援法対象疾病一覧<拡大後> (案)

別紙

○ 令和元年版で拡大する疾患 (26疾患)

△ 令和元年版で名前を変更する疾患 (7疾患)

○○ 障害者総合支援法当日の対象疾患 (29疾患)

疾患名	番号	疾病名	番号	疾病名
121 青斑症不全症	161	進行性骨軟骨溶解性骨炎	201	先天性頭頸部脊柱
122 脊髄膜症不全症	162	牽引性多発性白質病	202	筋肉性萎縮症候群
123 脊髄膜症	163	進行性骨軟骨溶解性骨炎	203	筋肉性萎縮症候群
124 コナドトロビン症候群	164	進行性ミオクロース病	204	早発三ヶ月ロニー症候
125 5p欠失症候群	165	○発育遅延と脳性麻痺の複合疾患	205	○発育遅延と脳性麻痺 (スライバーテット症候群) (LIMX10病)
126 ニクソン・モリス症候群	166	○発育遅延と脳性麻痺の複合疾患	206	○発育遅延と脳性麻痺
127 コフィン・ローリー症候群	167	スター・エーバード病	207	○発育遅延と脳性麻痺
128 滞胎症候群	168	スティーゴンス・ラヨン症候群	208	○発育遅延と脳性麻痺
129 頭骨脛骨症候群	169	スミス・マリニ症候群	209	リトス症候群
130 再生不全性貧血	170	スチル病	210	タイアシンド・ブリッカーフィッシュ症
131 サイトード・リード・スミス症候群	171	脳膜炎後障膜症	211	○発育遅延と脳性麻痺 (タリシミー症候群)
132 再発性多発軟骨炎	172	筋膜炎骨膜炎関節炎	212	大脳皮質異常症候群
133 左心筋肥厚症候群	173	非梗塞性心筋症	213	大脳占満病
134 カルコイドーシス	174	成人型小病	214	モノクレオボズ
135 三尖瓣膜症	175	成長ホルモン分泌過剰症	215	○発育遅延と脳性麻痺
136 痛風性脳膜炎	176	脊髄膜炎	216	○発育遅延と脳性麻痺
137 ○○前脳症	177	脊髄小脳変性症 (多発性神経病と麻痺)	217	タナトオリック骨形成不全症
138 チューヴィン・コラチス	178	脊髄膜腫瘍	218	多発性骨形成不全症
139 低酸性軟骨症	179	脊髄膜腫瘍	219	多発性骨形成不全症 (別称)
140 腹痛性多発性ミオトニー	180	○ビニアフリック病 (日本) (久遠病)	220	○発育性軟骨症候群
141 自身免疫性疾患性多発性炎症	181	原発性肝炎	221	○発育性軟骨症候群
142 自身免疫性疾患性多発性炎症	182	全身性末梢性多発性神経炎	222	多発性神經症
143 乳児肥厚性舌咽神経	183	全身性エリテマトーデス	223	タニール病
144 相模形舌不全症	184	先天性震戻性脳膜症	224	○発育性軟骨症候群
145 ノットスワロール症候群	185	先天性震戻性脳膜症	225	○発育性軟骨症候群
146 リトルン文摘症	186	先天性震戻性脳膜症	226	○発育性軟骨症候群
147 基底節性脳膜症	187	先天性震戻性脳膜症	227	○発育性軟骨症候群
148 激動性脳膜症	188	先天性震戻性脳膜症	228	○発育性軟骨症候群
149 ○○性脳膜症	189	先天性震戻性脳膜症	229	ターラー症候群
150 シャルコー・マリー・トゥース病	190	先天性アリコシルホスファターゼマザートール病 (SOPH) (支精病)	230	市南根性神経症候群 (モルヒン症候群)
151 脳底軟骨病	191	先天性三尖瓣狭窄症	231	中枢性痴呆発育不全症
152 線状大脳軟骨病	192	先天性脳膜炎	232	○発育性軟骨症候群
153 ヨーリー・サッカーリ症候群	193	先天性脳膜炎	233	TNFα受容体阻害薬
154 世界精神衛生連合認定をうたつんぐ症候群	194	先天性脳膜炎	234	TNFα受容体阻害薬 (別称)
155 世界精神衛生連合認定	195	先天性大脳白質変性症不全症	235	○発育性軟骨症候群
156 脊髄膜症スコロピオドーム症候群 (伴うて脳膜炎びまん性白質病)	196	先天性脳膜炎	236	○発育性軟骨症候群
157 脊髄膜症	197	先天性脳膜炎	237	先天性脳膜炎
158 脊髄エリチン症	198	先天性脳膜炎	238	○発育性軟骨症候群
159 脊髄性脳膜炎	199	先天性脳膜炎	239	○発育性軟骨症候群
160 進行性脳膜炎	200	先天性脳膜炎	240	○発育性軟骨症候群

障害者総合支援法対象疾患一覧<拡大後> (案)

別紙

○ 令和元年版で拡大する疾患 (26疾患)

△ 令和元年版で名前を変更する疾患 (7疾患)

○○ 障害者総合支援法当日の対象疾患 (29疾患)

疾患名	番号	疾病名	番号	疾病名
241 精神疾患小児減少型癡聴症	261	非特異性多発性小脳変性症	321	○発育性軟骨症候群
242 精神疾患症候群 (構造性山根症候群による)	262	皮膚粒状・多発性筋肉	322	ミオクロニー失神 (てんかん)
243 精神疾患性小脳性癡聴症	263	びまん性脳白質病	323	ミオクロニー病 (癡聴を伴うてんかん)
244 精神疾患性遺伝性疾患	264	先天性脳膜炎	324	ミオコンドリア病
245 精神性門脳症候群	265	脊髄病	325	○発育性軟骨症候群
246 精神性門脳性遺傳病	266	モルシッシュブルーブ (全症候群又は小脳病)	326	○発育性軟骨症候群
247 実児性癡聴	267	マイオフラー・ド・ソル病	327	○発育性軟骨症候群
248 トライ・エイブル症候群	268	マイオフラー・ド・ソル病	328	マイオフラー・ド・ソル病
249 中脳・脇野症候群	269	コテントニ・病	329	ミオシル・トリコ・面舌症候群
250 パラ・ハニ受精	270	封入体病	330	メチカゼド・脱臼症候群
251 脱離症候群	271	コニルクル・ケント病	331	メラニウム症候群
252 脳神経部分性癡聴症候群性脳膜炎	272	種々のカルチノド・ラーリー症候群	332	メンタス病
253 22q11.2欠失症候群	273	断端性脳膜炎	333	○発育性軟骨症候群
254 第2卵巣巨大山根症	274	副腎白質ジストロフィー	334	名作牛牛病
255 脳膜炎・イクル病候群	275	脊髄灰白事細病 (ミンコ夫病)	335	モフット・コイルソン・面舌症候群
256 ダーラン・皮膚病	276	ブーフラ筋膜病	336	○発育性軟骨症候群
257 脊髄性色盲症	277	ブローダー・ワーリング病	337	ヤング・シングル・近視症候群
258 脳内ヘモダクリン・内漏症	278	ブリノ病	338	癡性頭部炎とその遅行性脳膜炎
259 脳内白質病	279	プロビオニ・病	339	○発育性軟骨症候群 (伴うてんかん)
260 脳内性神経症	280	○RBC少少症候群 (星・プロ・タクチ・山口病)	340	○発育性軟骨症候群
261 パーカンソン病	281	脳膜炎性脳膜炎	341	マイオシル・病
262 パーカンソン病	282	○RBC少少症候群	342	ラスムッカ病
263 神經性頭蓋症候群	283	パーカンソン病	343	ラシガルバーニス・米脂病
264 神經性頭蓋症候群	284	ペレスミヨウリー	344	ウンドワ・クリーナー・近視症候群
265 神經性頭蓋症 (自己免疫性父は先天性)	285	ペルセニ・ヒラノ病 (星・新井病)	345	リダン・モルヒ白・小脳病
266 神經性頭蓋症候群	286	ペルクロード・トース	346	○発育性軟骨症候群
267 パリオ・アリ病候群	287	ペリーラ・病	347	○発育性軟骨症候群
268 ハンチントン病	288	ペリーラード・角膜凹陷性遺伝性骨病	348	リンド・シラニ・ゴーリー病
269 神經性軟骨性骨病候群	289	ペルヒル・病	349	リンド・シラニ・ゴーリー病
270 PCDH19遺伝子異常症候群	290	片側白質病	350	○癡性頭部炎 (星・白春夜病)
271 ナクトース症候群クリシン・山口	291	片側白質病・片麻痺・てんかん・紅斑病	351	リビング・コイン・ライ・面舌症候群
272 神經性骨病候群	292	○癡性白質病	352	ルーベル・ミルク・面舌症候群
273 ナクトース症候群クリシン・山口	293	外性性骨病候群	353	レ・シテ・コレステロール・アントラクシス・フェリーバイ・骨病
274 皮膚下浮腫と皮膚病性毛細血管性皮膚病候群	294	カルフィリ・病	354	○癡性頭部炎と足手足指拘縮
275 大脳心筋症候群	295	カルフィリ・病	355	レ・シテ・面舌症候群
276 伝導性耳石膜病候群	296	カルフィリ・病	356	レ・シテ・面舌症候群
277 ピタミンD依存性毛細血管性骨軟化症	297	カルフィリ・病	357	ロジムンド・トムソン・面舌症候群
278 ピタミンD依存性毛細血管性骨軟化症	298	カルフィリ・病	358	○癡性頭部炎と足手足指拘縮
279 ピタミンD依存性毛細血管性骨軟化症	299	カルフィリ・病	359	○癡性頭部炎と足手足指拘縮
280 甲状腺病性骨病候群	300	カルフィリ・病	360	○癡性頭部炎と足手足指拘縮

### 3 高齢障害者への対応 (障害福祉サービスから介護保険サービスへ)

27

#### 障害者の数 (全国)

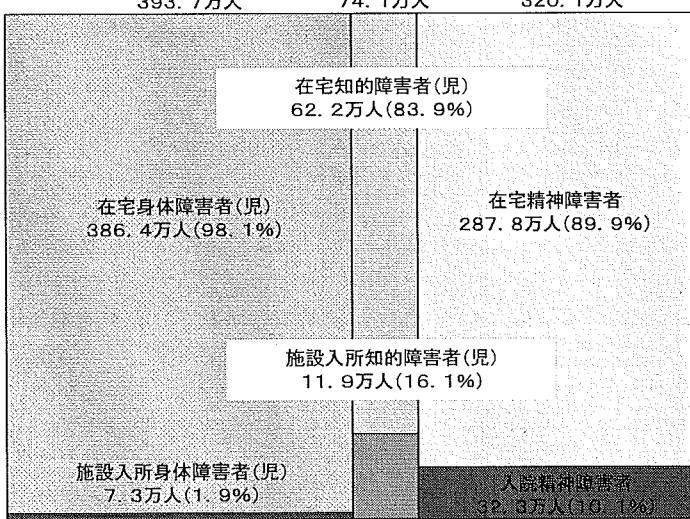
○障害者の総数は787.9万人であり、人口の約6.2%に相当。  
○そのうち身体障害者は393.7万人、知的障害者は74.1万人、精神障害者は320.1万人。

障害福祉サービスの利用者数は76.3万人(H27.12月)  
身体:20.9万人、知的:35.9万人、精神:17.7万人、  
児:1.7万人、難病0.2万人

#### (在宅・施設別)

障害者総数 787.9万人(人口の約6.2%)  
うち在宅 736.4万人(93.5%)  
うち施設入所 51.5万人(6.5%)

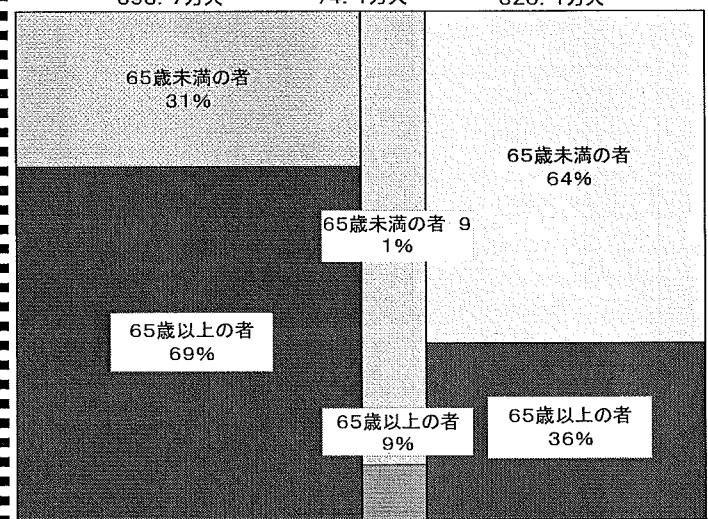
身体障害者(児) 393.7万人 知的障害者(児) 74.1万人 精神障害者 320.1万人



#### (年齢別)

障害者総数 787.9万人(人口の約6.2%)  
うち65歳未満 50%  
うち65歳以上 50%

身体障害者(児) 393.7万人 知的障害者(児) 74.1万人 精神障害者 320.1万人



※身体障害者(児)数は平成23年(在宅)、平成21年(施設)の調査等、知的障害者(児)数は平成23年の調査、精神障害者数は平成23年の調査による推計。なお、身体障害者(児)には高齢者施設に入所している身体障害者は含まれていない。

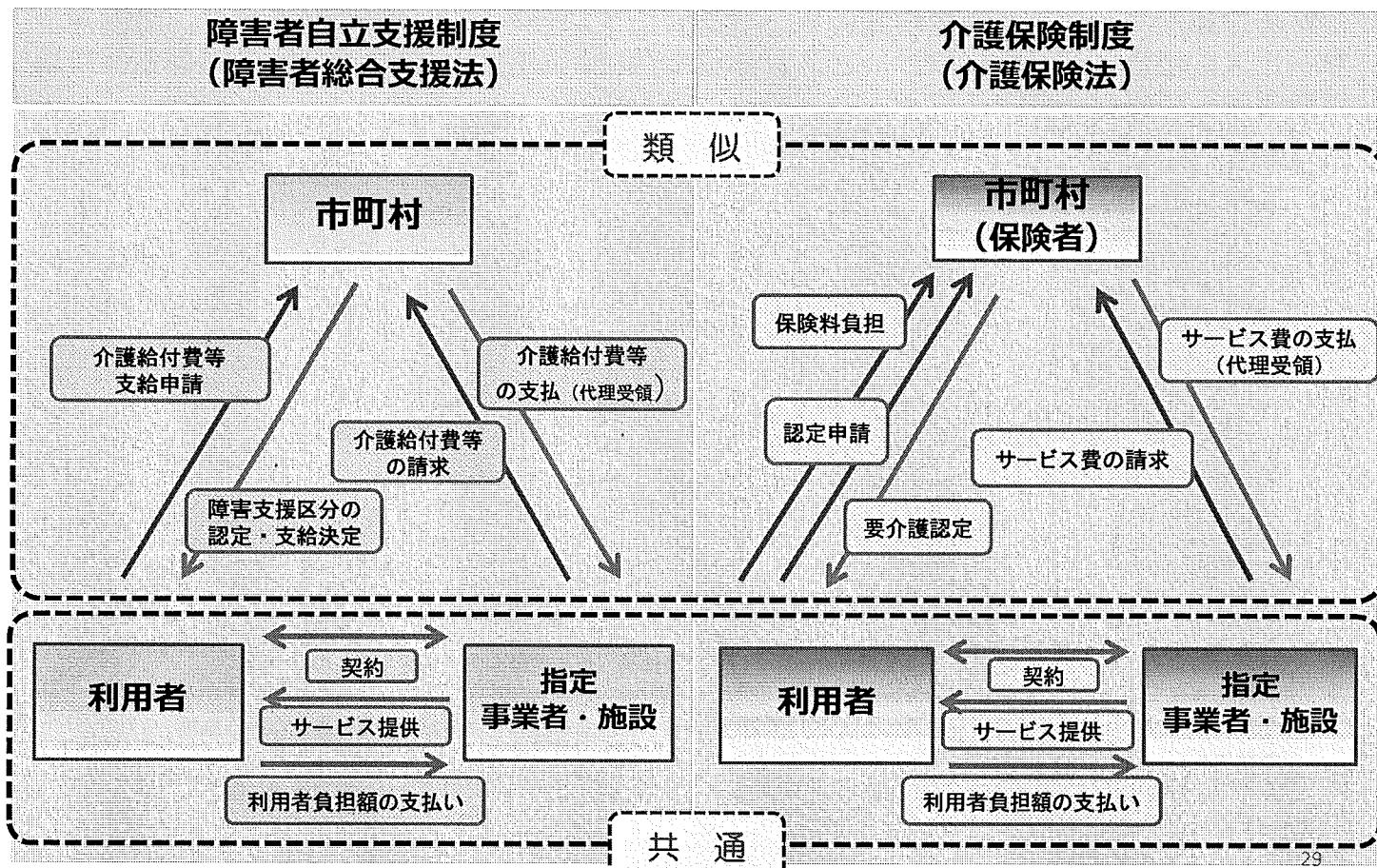
※平成23年の調査における身体障害者(児)数(在宅)及び知的障害者(児)数(在宅)は岩手県、宮城県、福島県、仙台市、盛岡市、郡山市、いわき市及び大阪市を除いた数値である。知的障害者(児)数(施設)は宮城県、福島県の一部市町村を除いた数値である。

※平成23年の調査における精神障害者数は宮城県石巻医療圏及び気仙沼医療圏並びに福島県を除いた数値である。

※在宅身体障害者(児)、在宅知的障害者(児)は、障害者手帳所持者数の推計。障害者手帳非所持で、自立支援給付等(精神通院医療を除く。)を受けている者は19.5万人と推計されるが、障害種別が不明のため、上記には含まれていない。

※複数の障害種別に該当する者の重複があることから、障害者の総数は粗い推計である。-52-

## 制度のスキーム



29

## 障害者自立支援給付と介護保険サービス（制度の比較）

障害者自立支援給付		介護保険サービス
自己負担	応能負担 市町民税課税世帯のみ自己負担あり（工賃負担） 所得に応じ、負担上限額9,300～37,200円 自己負担ありの者：6.8%（93.2%の者は自己負担なし）	応益負担 原則工賃負担 所得に応じ、負担上限額15,000～44,400円 生活保護受給者有り自己負担有（介護扶助で給付）
給付費の財源	給付費総額：744億円 県負担額：186億円 【負担割合】自己負担額を除いた残りの額について 国50%、県25%、市町25% 自己負担額：総費用の約0.2%	給付費総額：3,979億円 県負担額：572億円 【負担割合】自己負担額を除いた残りの額について 介護保険料50% 公費50% 公費：国25%（20%）、県12.5%（17.5%）、市町12.5%（12.5%） ※（ ）は施設サービス 自己負担額：総費用の約8%
認定	○障害支援区分認定期間上限：3年 ○介護給付（居宅介護、生活介護等）は区分認定必須 ○訓練等給付（自立訓練、就労支援等）は区分認定不要 ○認定に際しては、①認定調査員による認定調査 ②コンピュータによる一次判定 ③市町審査会委員による二次判定	○要介護認定期間上限：2年 ○要介護度の認定必須  ○認定に際しては、①認定調査員による認定調査 ②コンピュータによる一次判定 ③市町審査会委員による二次判定
サービス量	サービス等利用計画案を勘案し、市町が支給量を決定 訪問系サービス：時間／月 短期入所：日／月（利用必要日数） 日中活動系サービス：日／月（各月の日数－8日） 居住系サービス：日／月（各月の暦日数）	要介護度に応じ、利用限度額上限あり 要支援1：50,030円 要支援2：104,730円 要介護1：166,920円 要介護2：196,160円 要介護3：269,310円 要介護4：308,060円 要介護5：360,650円
計画の作成	市町が決定した支給量の範囲内で、相談支援専門員がり ス等利用計画を作成	利用限度額の範囲内で、ケアマネジャーがケアプランを作成
利用可能なサービス	障害支援区分により利用できないサービスあり (施設入所支援；障害支援区分4以上等)	要介護者は全てのサービス利用可 要支援者は一部利用できないサービスあり (施設サービス、定期巡回、随時対応型訪問介護看護等)
総合相談機能	基幹相談支援センター（H28.4現在8市で設置（任意）） 総合相談、地域移行、定着、権利擁護、困難事例への助言等	地域包括支援センター（全市町で設置（必須）） 総合相談、介護予防、権利擁護、困難事例への助言等

## 障害福祉制度と介護保険制度の適用原則①

社会保障制度の原則である保険優先の考え方の下、サービス内容や機能から、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、原則介護保険サービスに係る保険給付を優先して受けことになる。

### 障害者総合支援法

#### 第7条（他の法令による給付等との調整）

自立支援給付は、当該障害の状態につき、介護保険法の規定による介護給付、健康保険法の規定による療養の給付その他の法令に基づく給付であって政令で定めるもののうち自立支援給付に相当するものを受けることができるときは政令で定める限度において、当該政令で定める給付以外の給付であって国又は地方公共団体の負担において自立支援給付に相当するものが行われたときはその限度において、行わない。

障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について

（平成19年3月28日障企発第0328002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長ほか）

### I 介護保険の被保険者とならない者

生活介護と施設入所支援の支給決定を受け、指定障害者支援施設に入所している者 等

※介護保険の被保険者とならない者（①～⑪に掲げる者、⑬から⑯の施設等に入所（院）している者）

- ①生活介護と施設入所支援の支給決定を受け、指定障害者支援施設に入所している者
- ②身体障害者福祉法第18条第2項による市町の措置を受けて障害者支援施設（生活介護のみ）に入所している者
- ③医療型障害児入所施設 ④肢体不自由児の治療等を行う医療機関（厚生労働大臣が指定するもの）
- ⑤独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 ⑥ハンセン病療養所 ⑦救護施設
- ⑧労働者災害補償保険法第29条第1項第2号に規定する被災労働者への介護の援護を図るために必要な事業に係る施設
- ⑨障害者支援施設（知的障害者福祉法第16条第1項第2号による市町の措置を受けて知的障害者に限る）
- ⑩指定障害者支援施設（生活介護・施設入所支援の支給決定を受けて入所した知的障害者及び精神障害者に限る）
- ⑪療養介護の指定を受けた病院

31

## 障害福祉制度と介護保険制度の適用原則② (優先の捉え方と類似のサービス)

### 介護保険サービス優先の捉え方

- ① サービス内容や機能から、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合、基本的には介護保険サービスが優先される。  
例) 居宅介護と訪問介護、生活介護と通所介護  
ただし、障害福祉サービスの種類や利用者の状況に応じて当該サービスに相当する介護保険サービスを特定するもので、一律に当該介護保険サービスを優先的に利用するものではない。
- ② サービス内容や機能から、介護保険サービスには相当するものがない障害福祉サービス固有と認められるもの(行動援護、同行援護、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援)については当該障害福祉サービスを受けることができる。

### 障害福祉・介護保険の類似サービス

障害福祉	介護保険	
居宅介護	訪問介護	基本は訪問介護、居宅介護は上乗せ
生活介護	通所介護	一部の生活介護事業所では生産活動等も実施 通所介護を基準該当として利用可能
自立訓練（機能訓練）	通所リハビリ	機能訓練事業所は少数、原則1年6月
福祉型短期入所	短期入所生活介護	どちらも併設型、空床利用型、単独型があり
医療型短期入所	短期入所療養介護	一部の老健でも医療型短期入所を実施
補装具・日常生活用具給付	福祉用具貸与・特定福祉用具販売	日常生活用具給付事業は地域生活支援事業として実施

32

## 障害福祉制度と介護保険制度の適用原則③(固有のサービス)

### 障害福祉・介護保険での固有のサービス

障害福祉の分		介護保険の分	
重度訪問介護	重度障害者(肢体不自由、知的、精神)への長時間のヘルパー派遣	訪問入浴介護	看護職員、介護職員の居宅訪問による入浴サービス
同行援護	視覚障害者の外出支援	訪問看護	看護師等の居宅訪問による療養上の世話等
行動援護	知的・精神障害者の外出支援	訪問リハビリ	PT・OT・STの居宅訪問によるリハビリ
自立訓練(生活訓練)	知的・精神障害者が日常生活を営む上で必要な訓練、生活相談、支援(原則2年間)	居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士等の居宅訪問による療養上の管理や指導
就労移行支援	就労のための必要な訓練、求職活動支援、知識・技術の習得等(原則2年間)	小規模多機能型居宅介護	通いを中心に、訪問と宿泊を組み合わせた多機能サービス 通いについては基準該当生活介護として利用可能
就労継続支援A型	福祉的就労(原則として雇用契約を締結、最低賃金保障)	看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護と訪問看護の一體的なサービス
就労継続支援B型	福祉的就労(雇用契約を締結しない、最低賃金なし)	認知症対応型通所介護	小規模な事業所において、認知症高齢者に対する食事や入浴等の介護や機能訓練
共同生活援護	グループホーム(高齢に比して小規模が多く、サテライト(単身型)もあり)	認知症対応型共同生活介護	認知症高齢者が共同生活する住居で、日常生活上の世話や機能訓練
移動支援	地域生活支援事業として、余暇活動等の社会参加のための外出支援としての活用も可	夜間対応型訪問介護	夜間専用の定期巡回及び随時の通報による訪問介護の提供
		定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通じた定期巡回及び随時の通報による訪問介護・訪問看護の提供

33

## 障害福祉制度と介護保険制度の適用の視点

### (実態調査結果を踏まえた事務連絡【平成27年2月18日付事務連絡】(抜粋))

#### 2. 介護保険制度の円滑な利用に当たっての留意点

##### (1) 障害福祉サービス利用者への介護保険制度の案内について

要介護認定等の申請は、申請に係る者の状態について大きな変更が生ずることが見込まれないということから、65歳到達日等の3か月前以内に要介護認定等申請を受理し、65歳到達日等に認定することを運用上の対応として可能としている。

そのため、障害福祉サービス利用者の介護保険制度の円滑な利用に向け、要介護認定等の申請から認定結果通知にかかる期間を考慮して65歳到達日等前の適切な時期から要介護認定等に係る申請の案内を行うこと。

その際には、単に案内を郵送するだけでなく、市町村職員又は相談支援専門員から直接、介護保険制度について説明を行うことが望ましい。

##### (2) 障害福祉サービス利用者等に対する介護保険制度との併給が可能な旨の案内について

介護保険法の規定による保険給付が優先されることが、あたかも介護保険のみの利用に制限されるという誤解を障害福祉サービス利用者に与えることのないよう、場合によっては介護給付費等の支給が可能な旨、利用者及び関係者へ適切に案内を行うこと。

##### (3) 指定特定相談支援事業者と指定居宅介護支援事業者等との連携について

障害福祉サービス利用者が介護保険サービスを利用するに当たっては、障害者が適切なサービスを受けられるよう、指定特定相談支援事業所の相談支援専門員がモニタリングを通じて、必要な介護保険サービスを円滑に利用できるよう利用者に対し、介護保険制度に関する案内を行うことや、介護保険サービスの利用に際しては、本人に了解の上、利用する指定居宅介護支援事業所等に対し、利用者の状態や障害福祉サービスの利用状況等サービス等利用計画に記載されている情報を提供するよう適切に引継ぎを行うこと。

介護保険サービス利用開始後も引き続き障害福祉サービスを利用する場合は、サービス担当者会議等を活用して相談支援専門員と介護支援専門員が随時情報共有を図ること等必要な案内や連携を行うこと。

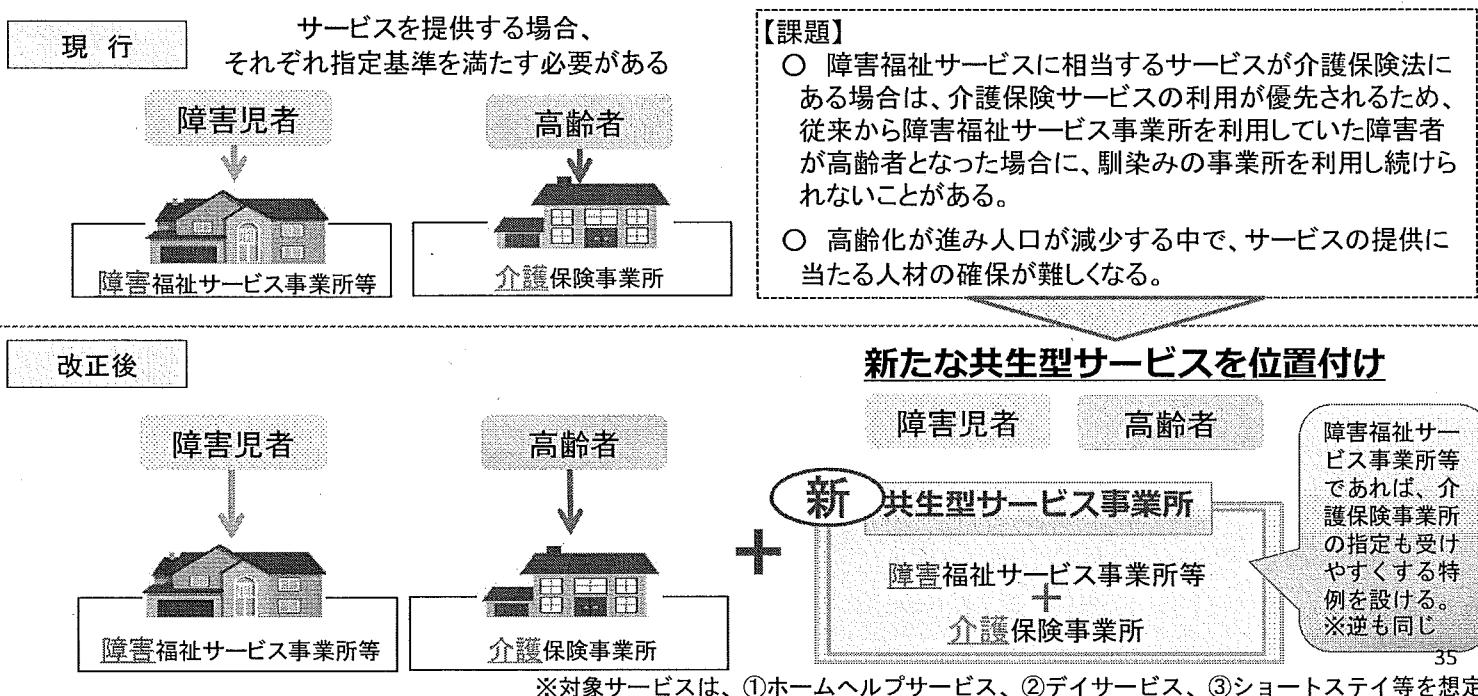
34

**高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用**

(平成29年1月20日 全国厚生労働関係部局長会議)

**見直しの方向性**

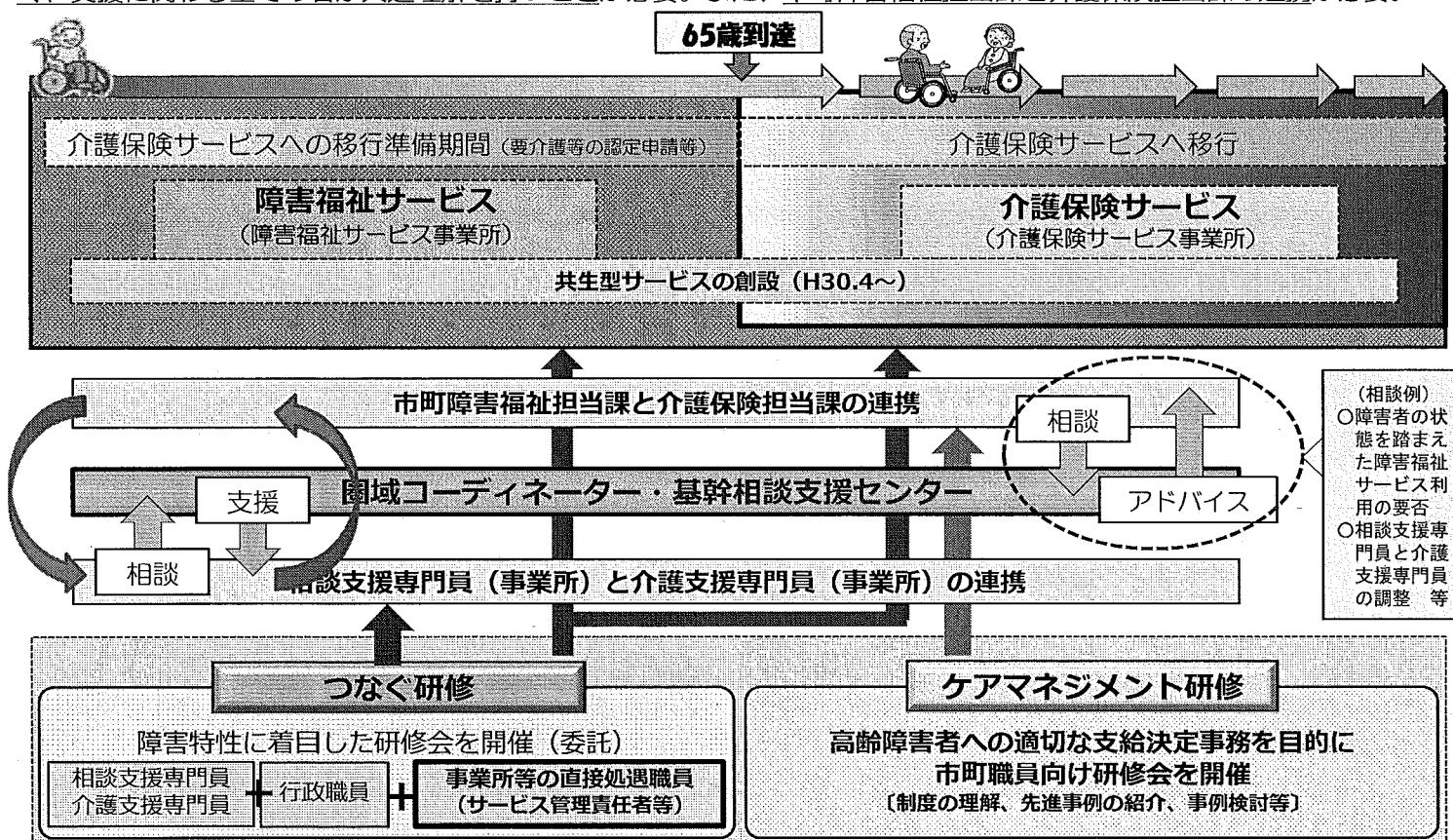
- 高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉両方の制度に新たに共生型サービスを位置付ける。  
 (注) 具体的な指定基準等の在り方は、平成30年度介護報酬改定及び障害福祉サービス等報酬改定にあわせて検討。



平成29年度県新規

**障害福祉・介護保険をつなぐ研修会の開催**

障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行に当たり、切れ目のない支援を実現するには相談支援従事者だけでなく、支援に関わる全ての者が共通理解を持つことが必要。また、市町障害福祉担当課と介護保険担当課の連携が必要。



## 4 その他の留意事項

37

### サービス事業者等の責務

#### 障害者総合支援法

第42条（指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者の責務）

2 指定事業者等は、その提供する障害福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、障害福祉サービスの質の向上に努めなければならない。

#### 児童福祉法

第21条の5の17（指定障害児通所支援事業者及び指定医療機関の設置者の責務）

2 指定障害児事業者等は、その提供する障害児通所支援の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、障害児通所支援の質の向上に努めなければならない。

第24条の11（指定障害児入所施設等の設置者の責務）

2 指定障害児入所施設等の設置者は、その提供する障害児入所支援の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、障害児入所支援の質の向上に努めなければならない。

#### 社会福祉法

第76条（利用契約の申込み時の説明）

社会福祉事業の経営者は、その提供する福祉サービスの利用を希望する者からの申込みがあつた場合には、その者に対し、当該福祉サービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について説明するよう努めなければならない。

第78条（福祉サービスの質の向上のための措置等）

社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立つて良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。

38

# サービス管理責任者の実務経験要件の改正等について

平成29年度より、サービス管理責任者の資格要件を以下のとおり改正

- 社会福祉士等の国家資格を有する者について、相談支援又は直接支援に関する実務経験が3年以上であることに加え、サービス管理責任者の資格要件に係る実務要件を緩和するため、「資格に係る業務に従事した期間」が5年以上であるという要件を3年以上に改める。
- サービス管理責任者となることができる要件中「直接支援の業務」の定義について、「日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務」が含まれることを明確にする。

業務の範囲	サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者		実務経験年数
	業務内容		
障害者の保健、医療、福祉、業務就労、 教育の分野における支援業務	①相談支援業務	施設等において相談支援業務に従事する者	5年以上
		医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1)社会福祉主任用資格を有する者 (2)訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者 (3)国家資格等※1を有する者 (4)施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が1年以上である者	
		就労支援に関する相談支援の業務に従事する者	
		特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事する者	
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者	
	②直接支援業務	施設及び医療機関等において介護業務に従事する者	10年以上
		特例子会社及び障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者	
		特別支援学校における職業教育の業務に従事する者	
	③有資格者等	その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者	5年以上
		上記②の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1)社会福祉主任用資格を有する者 (2)訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者 (3)保育士 (4)児童指導員用資格者 (5)精神障害者社会復帰指導員用資格者	
		上記①の相談支援業務及び上記②の直接支援業務に従事する者で、国家資格等※1による業務に3年以上従事している者	3年以上

※1 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。）、精神保健福祉士のこととす。

## 平成29年度県継続

### 医療型短期入所（障害福祉サービス）について

障害児・者の地域生活の維持には、緊急時の受入やレスパイト等の家族支援の役割を有する短期入所事業所の充実が不可欠。県内の指定事業所数は226事業所（H28.4.1時点）で、今後、さらなる事業所数の拡大が必要。

#### 短期入所事業所の現状

#### 介護老人保健施設における医療型短期入所利用例

区分	福祉型	医療型	利用者	障害・病状	状態・必要なケア等
対象者	支援区分1以上の障害児・者	重症心身障害児・者（重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複）等※基本的には65歳未満の者が対象、12歳以下の障害児受け入れ例もあり	20歳・男	重症心身障害	全介助、気管切開、人工呼吸器使用、吸引
			19歳・女	脳性麻痺、てんかん	運動発達遅滞、難語
実施場所等	入所施設等（宿泊のみ）	病院等や介護老人健（日帰りも可）	19歳・男	低酸素虚血性脳症、視覚中枢障害	低酸素虚血性脳症、視覚中枢障害
指定事業者	216事業者（県内）（うち持養等は23事業者）	県内19事業者（県内）（うち介護老人健は9事業者）	59歳・女	脳性麻痺、両上下肢けい性麻痺	全介助、座位起立不能、胃ろう
			12歳・男	脳性麻痺、てんかん	ベッドからの転落防止
			19歳・女	脳性麻痺、てんかん	全介助、てんかん発作、胃ろう、頻回の吸引
			28歳・男	脳挫傷後遺症、症候性てんかん	全介助、胃ろう

#### 医療型短期入所事業への支援

介護老人健において、医療型短期入所として重症心身障害児・者を受け入れるに際し、必要となる設備整備・備品購入に要する経費を補助

【補助限度額】 5,000千円（補助率10/10）

## 障害児支援について

### 放課後等デイサービスの見直し関係について

放課後等デイサービスについては、社会保障審議会障害者部会報告書（平成27年12月14日）において、「発達支援を必要とする障害児のニーズに的確に対応するため、質の向上と支援内容の適正化を図る観点から、放課後等デイサービスガイドラインの活用を徹底するとともに、発達支援等の子どもに関する支援の専門的な知識・経験を有する者の配置を求めるほか、障害児本人の発達支援のためのサービス提供を徹底するなど、制度面・運用面の見直しを行うべき」とされたところである。

このため、

#### ① 発達支援等の子どもに関する支援の経験を有する者等の配置

- ア 児童発達支援管理責任者について、現行の実務要件に保育所等の児童福祉に関する経験を追加し、障害児、児童又は障害者の支援の経験（3年以上）を必須とする
- イ 放課後等デイサービスの人員配置基準上必要な職員を「指導員又は保育士」から「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者（＊）」に見直し、そのうち、児童指導員又は保育士を半数以上配置することとする

\* 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスを2年以上経験している者

#### ② 放課後等デイサービスガイドラインに基づいた自己評価結果公表の義務付け

- ア 放課後等デイサービスの運営基準において、放課後等デイサービスガイドラインの内容に沿った評価項目を規定し、それに基づいた評価を行うことを義務付ける。
- イ 質の評価及び改善の内容をおおむね1年に1回以上公表しなければならない旨規定

を平成29年4月1日より実施することとしているので、各都道府県・市町村においては、関係機関等に周知徹底を図るとともに、平成29年4月1日から の円滑な実施に向けて準備を行っていただくようお願いする。

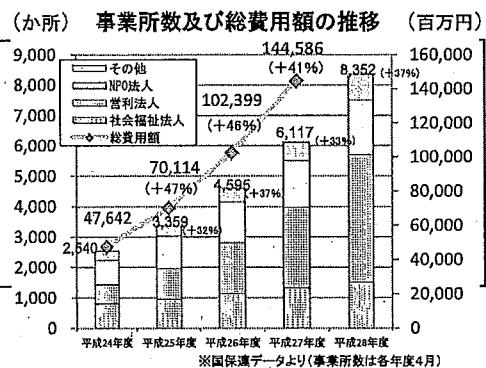
また、障害者総合支援法及び児童福祉法の改正により、平成30年4月から障害福祉サービス等の情報公表制度を施行することとしているが、放課後等デイサービスについては、平成29年4月から試行する予定である。詳細については、追って連絡する。（関連資料1，2，3）

この他、「障害福祉サービス等の不正請求等への対応について」（平成28年6月20日事務連絡）において、不正請求等への対応の一層の強化を図つていただくようお願いしたところであるが、重点的に実地指導を行うなど、引き続き対応の強化をお願いする。

## 放課後等デイサービスに対する今後の対応について(案)

### 1 現状・課題

- 放課後等デイサービスについては、平成24年4月の制度創設以降、利用者、費用、事業所の数が大幅に増加している。
- 一方、利潤を追求し支援の質が低い事業所や適切ではない支援※を行う事業所が増えているとの指摘があり、支援内容の適正化と質の向上が求められている。  
※例えば、テレビを見せているだけ、ゲーム等を渡して遊ばせているだけ



### 2 これまでの対応

時期	対応内容
平成27年4月	○放課後等デイサービスガイドラインの作成・公表
平成28年3月	○支給決定の適正化に向けた留意事項通知(H28.3.7障害福祉課長通知) <ul style="list-style-type: none"> <li>①指定障害児通所支援事業者の指導の徹底(支援の提供拒否の禁止などの運営基準の遵守)</li> <li>②放課後等デイサービスガイドラインの活用の周知徹底、自己評価結果の公表状況の把握に努めること</li> <li>③障害児通所給付費等の通所給付決定の適正化               <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般施策を含めた適切な支援体制の構築、環境整備を行う</li> <li>・支給量の目安(支給量は、原則として各月の日数から8日を控除した日数を上限)を示し、上限を超える場合は、市町村において支給の必要性を確認する</li> <li>・主として障害児の家族の就労支援又は障害児を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする場合には、地域生活支援事業の日中一時支援等を活用すること</li> </ul> </li> </ul>
平成28年6月	○障害福祉サービス等の不正請求等への対応について(監査の強化等)(H28.6.20事務連絡) <ul style="list-style-type: none"> <li>・営利法人及び新規の放課後等デイサービス事業所の重点的な実地指導の実施等</li> <li>・放課後等デイサービスの指導監査の実施状況等について、当面の間、四半期ごとに厚生労働省に報告する</li> </ul>

### 3 今後の対応策 (案)

#### 1. 指定基準等の見直しによる対応【平成29年4月施行】

##### (1) 障害児支援等の経験者の配置

###### ○児童発達支援管理責任者の資格要件の見直し(告示の改正)

現行の実務要件に保育所等の児童福祉に関する経験を追加し、障害児・児童・障害者の支援の経験(3年以上)を必須化する。

※既存の事業所は1年間の経過措置を設ける予定

###### ○人員配置基準の見直し(基準省令の改正)

配置すべき職員を「指導員又は保育士」から「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者\*に見直し、そのうち、児童指導員又は保育士を半数以上配置することとする。

\*2年以上障害福祉サービス事業に従事した者

※既存の事業所は1年間の経過措置を設ける予定

##### (2) 放課後等デイサービスガイドラインの遵守及び自己評価結果公表の義務付け

###### ○運営基準の見直し(基準省令の改正)

▶ 運営基準において、放課後等デイサービスガイドラインの内容に沿った評価項目を規定し、それに基づいた評価を行うことを義務付ける。

▶ 質の評価及び改善の内容をおおむね1年に1回以上公表しなければならない旨規定

#### 2. その他の対応【平成28年度中実施】

###### ○情報公表の先行実施

指定放課後等デイサービス事業者は支援の提供を開始するとき、支援内容(タイムスケジュール等)、BS(貸借対照表)やPL(損益計算書)などの財務諸表等の情報を都道府県等に提供し、事業所のHP等で公表に努めること。

都道府県等は事業者に対して、支援内容や人員配置(職員の資格等)、財務諸表等の公表をすることを促すこと。

※会計区分での公表など詳細は更に検討

「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部を  
改正する省令案」に対して寄せられたご意見について

平成29年2月9日  
厚生労働省  
社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課

厚生労働省では、「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令案」について、平成29年1月10日から同年1月23日までご意見を募集したところ、計208通のご意見をいただきました。

お寄せいただいたご意見とそれに対する当省の考え方について、別紙のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

なお、取りまとめの都合上、いただいたご意見は、適宜要約しております。また、パブリックコメントの対象となる事項についてのみ考え方を示させていただきます。

ご意見をお寄せいただきました皆様に御礼申し上げます。

(別紙)

回答番号	御意見の内容	御意見等に対する考え方
1.	保育士が不足している中、職員の半数以上を確保することは困難である。	<p>今回の改正では、人員配置基準上必要な職員の数について、保育士だけではなく、児童指導員又は障害福祉サービス経験者とし、その半数以上については保育士又は児童指導員でなければならないこととするものです。</p> <p>なお、人員配置基準上必要な数は職員全員ではなく、例えば、定員10人の事業所であれば2人が人員配置基準上必要とされ、そのうちの1人が保育士又は児童指導員のどちらかである必要があります。</p>
2.	障害福祉サービス経験者について、どの程度の経験をいうのか。経験年数を明記すべき。	障害福祉サービスの経験については2年以上とする旨を省令において規定しています。
3.	作業療法士や理学療法士も人員配置基準に加えるべきではないか。	作業療法士や理学療法士等については、人員配置基準における機能訓練担当職員としてお示ししており、現行の規定においても、機能訓練担当職員として配置されている作業療法士等が専ら放課後等デイサービスの提供にあたる場合には、人員配置基準上必要な数に含めることができますとされています。今回の改正においても、従来と同様、作業療法士等を保育士、児童指導員又は障害福祉サービス経験者の中に含めることができますとされています。
4.	人材確保が困難であるため、教員免許所持者や学校教育法第1条に規定している学校の勤務経験者でもよいのではないか。	現行の規定においても、児童指導員の要件には、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校のいずれかの教諭となる資格を有する者が含まれています。
5.	最近の放課後等デイサービスは介護経験しかない事業主や大人の障害者の支援経験しかない人などが多くなってきていると感じており、障害・子どものことはわからないなどと言います。やはり障害児を専門に支援してきた者の配置が必要です。厚生労働省の案は甘過ぎます。	障害児の支援については、子どもや障害児に対する知識・経験を有する者が行う必要があると考えます。また、障害の特性に応じた支援に関する知識・経験についても、放課後等デイサービスにおける支援を行う上で有益と考えられることから、障害福祉サービス経験者についても配置できることとしています。

6.	<p>施行予定日があまりにも急ではないか。経過措置を設ける予定はないのか。</p>	<p>放課後等デイサービスの質の向上については、以前より指摘をいただき、平成27年12月にとりまとめられた社会保障審議会障害者部会の報告書においても、発達支援等の子どもに関する支援の専門的な知識・経験を有する者の配置が求められており、今般、平成29年1月6日に当該審議会に見直し案について諮り、了承されました。</p> <p>なお、人員配置基準の改正については、既存の事業所について経過措置を1年設けることとしています。</p>
7.	<p>今回の改正は賛成だが次の点についても考慮していただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経過措置はあまり長く設けないと</li> <li>・無資格者が3年以上放課後等デイサービスに従事していれば児童指導員としてみなされるが、既存の何もしていない事業所の職員も児童指導員となってしまい質の向上につながらない。</li> </ul>	<p>既存の事業所については経過措置を1年設けることとしています。</p> <p>児童指導員の資格要件に関するご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
8.	<p>今回の改正は未経験者の就労機会を奪うこととなるのではないか。</p>	<p>今回の改正は人員配置基準上必要な数について適用されるものであり、職員全体に係るものではなく、人員配置基準を超えて配置されている職員に対しては適用されません。</p>
9.	<p>有資格者の配置は直接支援の質の向上につながるとは言えない。</p> <p>医療的ケアが必要な子どもや強度行動障害など、より配慮が必要な子どもを支援しているところ、きちんと療育をしているところを適切に評価してもらいたい。</p>	<p>支援の評価の在り方については、次期報酬改定の議論の中で検討してまいります。</p>
10.	<p>資格の有無を基準とするのではなく、研修プログラムを作り、それを資格要件に取り入れる方が質の向上に繋がるのではないか。</p>	<p>今回の改正は、人員配置基準上必要な数の職員について、障害児・児童・障害者の知識・経験を有する者の配置を通じて、支援の質の確保・向上を図るもので研修プログラムを作成すべきとのご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>

11.	放課後等デイサービスの人員基準のみ厳しくした場合、児童発達支援に流れることが考えられる。児童発達支援についても人員基準を見直す必要があるのではないか。	児童発達支援についても支援の質の確保の観点からガイドラインの策定を進めております。人員配置基準については、今回の改正では、喫緊の課題である放課後等デイサービスについて見直しを行うこととしています。
12.	運営上問題がある事業所が自己評価を適切に行うとは思えない。行政による指導を強化するべきではないか。	今回の改正では、評価を行う事項を基準に規定し、公表を義務付けることにより、適切な評価を行うことを促しています。自己評価結果等については、都道府県等における実地指導等でも確認することとし、事業所に対する指導等に活用していくことを考えています。
13.	現状として療育を行っている事業所と単なる預かりの事業所があり、両者を同じ基準で評価するのは難しいのではないかと思われる。 よって、「療育型」と「預かり型」に分け、基準や報酬を区別したほうが良いのではないか。	ご意見として承り、今後の参考とさせていただきます。

「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの」の一部改正について

**1. 改正の概要**

- ・ 障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者（以下「児童発達支援管理責任者」という。）になるために必要となる実務に従事した期間として、児童福祉施設（助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設（現：情緒障害児短期治療施設）及び児童自立支援施設）において児童の支援に従事した期間を算入できるようにする。
- ・ 児童発達支援管理責任者になるために必要となる実務に従事した期間として、児童の福祉に係る事業（児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業）に従事した期間を算入できるようにする。
- ・ 児童発達支援管理責任者の実務要件中「直接支援の業務」の定義について、「日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務」が含まれることを明確にする。
- ・ 児童発達支援管理責任者の実務要件として、児童又は障害者に対する支援を内容とする業務に従事した期間が通算3年以上であることを課す。
- ・ 経過措置を設け、平成29年3月31日において現に存する障害児通所支援事業所又は障害児入所施設等については、同日において現に児童発達支援管理責任者として置かれている者であって、改正前の規定による実務経験者の要件を満たす者を、平成30年3月31日までの間は、児童発達支援管理責任者として置くことができるものとする。
- ・ その他所要の改正を行う。

**2. 改正告示**

- ・ 障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年厚生労働省告示230号）

**3. 根拠法令**

- ・ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生労働省令第63号）第49条第1項

**4. 今後のスケジュール**

公布日：平成29年3月下旬（予定）

施行日：平成29年4月1日（予定）

## 障害児入所施設の移行について

平成 22 年の児童福祉法の改正（平成 24 年施行）において、18 歳以上の障害者については、就労支援施策や自立訓練を通じ、地域移行を促進するなど、大人としてふさわしい、より適切な支援を行っていくため、障害者施策で対応することとしたところである。一方、平成 23 年 10 月 31 日に行われた障害保健福祉関係主管課長会議でお示ししたとおり、施行後直ちに指定基準を満たすことが困難な場合もあり、現に障害児入所施設に入所している 18 歳以上の者が退所させられることがないよう、障害児入所施設の指定を受けていることをもって、障害者支援施設又は療養介護の指定基準を満たすものとみなす旨などの「みなし規定」を設け、その期限を平成 30 年 3 月末とお示ししたところである。

これまで、障害児入所施設の移行予定状況等について障害保健福祉関係主管課長会議において示し、地域移行の促進をお願いしてきたところであるが、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設等のそれぞれの状況を鑑み、今後の方針を次のとおりとする予定である。

### 【福祉型障害児入所施設】

福祉型障害児入所施設については、特に都市部において、強度行動障害者等の障害福祉サービスでの支援の提供の場が不足している状況等に鑑み、みなし規定の期限を、3 年延長し、平成 33 年 3 月 31 日までとする。

### 【医療型障害児入所施設等】

平成 26 年の「障害児の在り方に関する検討会」報告書において、「障害児入所施設と療養介護が一体的に実施できる事業所指定の特例措置を恒久的な制度にする必要がある」とされたことから、医療型障害児入所施設及び指定発達支援医療機関については、入所者の年齢や状態に応じた適切な日中活動を提供していくことを前提に、医療型障害児入所施設等と療養介護の両方の指定を同時に受ける、現行のみなし規定を恒久化する。

## 介護職員等によるたんの吸引等に係る県研修事業等について

### 1 県研修の委託機関について

平成 29 年 4 月から県研修の委託機関を不特定・特定研修と指導者養成講習と分けて実施します。受講募集から研修修了までの委託機関等の役割は、次とおりです。

区分	不特定多数の者研修（第 2 号研修） 特定の者研修（第 3 号研修）	不特定多数・特定の者研修指導者養成講習 指導者フォローアップ講習
研修委託先	一般社団法人兵庫県介護福祉士会 神戸市中央区坂口通 2-1-1 兵庫県福祉センター 5F	公益社団法人兵庫県看護協会 神戸市中央区下山手通 5 丁目 6 番 24 号
研修委託機関等の役割	受講募集・決定  →県障害者支援課 特定の者研修→県障害福祉課	兵庫県看護協会
	基本研修  兵庫県介護福祉士会	
	実地研修  指導看護師の指導のもとで 不特定多数の者研修 →研修受講者の所属施設 特定の者研修→利用者宅	兵庫県看護協会
	実施研修の認定  兵庫県介護福祉士会	
	研修修了認定証交付	

### 2 研修募集について

研修の受講者募集は開催日の約 2~3 ヶ月前から行う予定です。募集準備ができ次第、県のホームページにて募集情報を掲載します。

ホーム > 暮らし・教育 > 健康・福祉 > その他健康・福祉 > 介護職員等によるたんの吸引等に係る研修事業について

### 3 介護職員等によるたんの吸引等に係る認定内容の追加・変更について

たんの吸引等に係る認定内容の追加・変更手続きについては、引き続き、「認定特定行為業務従事者認定に係る実地研修受講申出書」を県に提出して実施となります。研修実施票及び評価票の評価については、平成 29 年 4 月以降、兵庫県介護福祉士会が行いますので、兵庫県介護福

祉士会から研修実施票及び評価票の内容についての問い合わせ等があった場合は、兵庫県介護福祉士会からの指示等に従ってください。

なお、次のいずれかに該当する方は、県においてたんの吸引等に係る認定内容の追加・変更手続きは受付しませんので、当該研修を受講された登録研修機関にお問い合わせください。

- ①不特定多数の者研修または特定の者研修を県内の登録研修機関を受講した者
- ②第3号研修（基本研修のみ）を県外の登録研修機関で受講した者

#### 4 たんの吸引等の適正かつ適法な実施について

たんの吸引等は、介護サービスの一環ではなく、医行為（医師の医学的判断及び技術をもつてするのでなければ、人体に危害を及ぼし、又は危害を及ぼすおそれのある行為）です。

「社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正（平成24年4月1日施行）」により、一定の研修を受けた介護職員等が、一定の条件（ただし行為に一部制限あり）の下に違法性が阻却され、適法に実施できるとされています。

このため、たんの吸引等の医療的ケアを実施しようとする場合は、

- ①基本研修及び実地研修を受講、修了すること。
- ②認定特定行為業務従事者として認定を受けること。
- ③認定特定行為事業者として登録すること。
- ④利用者の家族等からの同意書、医師の指示書の下に行うこと。

などの条件を満たした上で実施することが必須条件です。

実施に際しては、常に「医行為」であることを念頭に、利用者の安全を確保しながら実施するとともに、利用者の状態が急変した場合には、速やかに医師等の指示を求めるなど、適法・適正に実施してください。

なお、適法に実施された場合でも、適正な実施でない場合には、民事、刑事の法的責任が発生する場合があることに十分ご留意ください。

(案)

(公印省略)

障支 第 号

平成29年 月 日

日中活動・就労系（政令市・中核市を除く）

障害福祉サービス事業所 御中

障害者通所支援事業所（政令市を除く）

兵庫県健康福祉部障害福祉局障害者支援課長

「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて」  
における送迎費用の「燃料費等の実費」の取り扱いについて

標記のことについて、平成24年3月30日障発0330第6号厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部長通知において、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適當と認められる具体的範囲として、「利用者の希望によって、送迎を事業者又は施設が提供する場合に係る費用（送迎加算を算定している場合においては、燃料費等の実費が送迎加算の額を超える場合に限る。）」が追加されました  
が、その「燃料費等の実費」について、本県が所管する日中活動・就労系サービス事業所及び障害児通所支援事業所における取り扱いを下記のとおりとし、平成29年4月1日から適用することとましたので、通知します。

記

1 燃料費等の実費に含まれる対象費用

これまでのガソリン代に加え、運転手・添乗員等送迎のみに従事する職員（サービス報酬の対象職員は対象外）に係る人件費、送迎車両の修繕費、送迎車両に係る保険料等の諸経費も対象費用とすること。

2 留意事項

- (1) 利用者に過度な実費負担を求めるよう配慮し、利用者に対する費用の積算根拠（送迎加算を算定する場合は加算額の内訳を含む。）を示して十分に説明を行い、同意を得るとともに、運営規程及び重要事項説明書にも明記すること。
- (2) 平成18年9月29日付け自動車交通局旅客課長通知「道路運送法における登録又は許可を要しない運送の態様について」により、運送目的、運送主体にかかわらず自動車の実際の運行に要するガソリン代を利用者が支払う場合は、社会通念上、登録等は要しないと解されているが、利用者にそれ以外の費用の負担を求める場合は、運輸支局への登録等の手続きが必要となるので留意すること。

施設整備・就労対策班

（障害施設担当）

### 事故発生時の対応について

事故等が発生した場合には、別添の「障害福祉サービス事業者等及び市町等における事故等発生時の報告取扱要領」により、事業者は市町に対して直ちに報告するとともに、報告後も事故が継続している場合には、適宜報告を行われたい。

また、速やかに事故原因の発見に努め、改善策を講じができる体制を整備のこと。

(報告の範囲) ①サービスの提供による利用者のケガ又は死亡事故の発生

②食中毒及び感染症等の発生

③職員(従業者)の法令違反・不祥事等の発生 等

### 災害時における支援体制の構築について

最近頻発している風水害や近い将来に想定される南海トラフ地震等に日頃から備える必要があり、また、阪神淡路大震災の教訓から、大規模な災害が発生すれば、施設等のサービス提供は著しく困難な状況となり、また、復旧までに相当の長期間を要することとなるため、

①別添の平成28年9月29日付け障支 第1317号通知「障害者支援施設等における非常災害時の体制整備の強化・徹底について」のとおり、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に避難、救出その他必要な訓練を行われたい。

②災害が起った後の、1日も早い復旧に向けて、利用者の安全確保や介護サービス等の早期再開に向けた取り組みができるよう、別添「福祉事業所における事業継続計画(BCP)について」を参考に、事業継続計画についても検討されたい。

### 身体拘束等の禁止について

身体拘束は、安全を確保する観点からやむを得ないものとして行われる場合があるが、障害者に大きな精神的な苦痛を与えるとともに、身体的な機能をも奪ってしまう危険性もあることから、身体拘束は障害者虐待に該当する行為と考えられる。

なお、障害者本人や他の利用者の生命又は身体が危険にさらされる場合など、緊急やむを得ず今対拘束を行う場合は、例外的に認められるが、その場合は、必ず家族への説明及び同意を得るとともに、身体拘束の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録(記録保存期間:5年)するなど、適正に実施されたい。

#### 「緊急やむを得ない場合」に該当する3要件(すべて満たすことが必要)

- 切迫性:利用者本人または他の利用者の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合
- 非代替性:身体拘束以外に代替する介護方法がないこと
- 一時性:身体拘束は一時的なものであること

※留意事項:「緊急やむを得ない場合」の判断は、担当の職員個人又はチームで行うのではなく、施設全体での判断が必要。

身体拘束の内容、目的、時間、期間などを高齢者本人や家族に対して十分に説明し、理解を求めることが必要。

障害福祉サービス提供者には、身体拘束に関する記録の作成が義務づけ。

### 施設における防犯に係る安全確保について

別添の平成28年9月29日付け障支1316号通知「防犯に係る安全の確保について」及び平成29年9月15日付け厚労省通知別添「社会福祉施設等における点検項目」に十分ご留意いただき、外部からの不審者の侵入に対する安全確保対策にご留意願いたい。

### その他留意事項

#### (1) 利用者の同時利用について

児童発達支援事業や放課後等デイサービスの利用において、

- ①同じ利用者が午前と午後と別々の事業所を利用するなどの同日2事業所利用
- ②同日に複数事業所に申し込みを行い、一方の事業所で介紹付費を請求、もう一方において欠席時対応加算を請求

するなどの事例が見受けられるが、同日の重複給付はできないので、重要事項説明書を説明する際には、利用者の家族に十分説明願いたい。

#### (2) 厚生労働省通知「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて」及び「障害児通所支援又は障害児入所支援における日常生活に要する費用の取り扱い」について

事業者又は施設が障害福祉サービス等の提供の一環として提供する日常生活上の便宜に係る費用（行事等における材料費など）の負担について、通知では以下の通りに整理されているので留意されたい。

- ①利用者に対して一律に提供する場合の費用 → 事業者又は施設が負担
- ②利用者の希望を確認した上で提供する場合の費用 → 利用者が負担

### 障害者支援課施設整備・就労対策班（障害施設担当）からの連絡事項

- (1) 現在、各種研修案内、厚生労働省等からの依頼調査や厚労省からの通知等の情報提供については、郵便ではなく電子メールで行っていますので、メールアドレスを変更した場合は速やかに、ホームページから「登録メールアドレス等変更届」様式をダウンロードの上、FAX（078-362-9040）にて、新しいメールアドレスの届出をお願いしたい。また、電話番号及びFAXを変更した場合も、同様に届出願いたい。
- (2) 指定申請書、通所給付費等の算定届、変更届を提出する際には、必ず「確認表」で提出すべき書類がそろっているかどうか確認表でチェックの上、関係書類とともに確認表も提出願いたい。
- (3) 質問については、電話では質問内容が正確に伝わらない場合がありますので、ホームページから質問票ダウンロードの上、具体的に質問内容を記入して、FAX（078-362-9040）にて送付願いたい。
- (4) 県ホームページは定期的に更新（様式等の修正や最新情報の掲載）していますので、ホームページを定期的にチェック願いたい。

## 障害福祉サービス事業者等及び市町等における事故等発生時の報告取扱要領（標準例）

1 事故報告の対象となる事業者及び障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定相談支援事業者及び地域生活支援事業者、並びに児童福祉法に基づく指定障害児入所可施設及び指定障害児通所事業者（以下「事業者」という。）が行う障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業、障害児入所・通所支援に係るサービスとする。

### 2 報告の範囲

事業者は、次の(1)～(4)の場合、市町に報告を行う。

(1) サービスの提供による利用者のケガ又は死亡事故の発生

① 「サービスの提供による」とは送迎、通院等の間の事故も含む。

また、利用者が事業所内にいる間は、「サービスの提供中」に含まれる。

② ケガの程度については、外部の医療機関で受診を要したものと原則とするが、それ以外でも家族等に連絡しておいた方がよいと判断されるものについても、市町に

対しても報告する。

(3) 事業者側の過失の有無は問わない（利用者の自己過失及び第三者過失によるケガであつても、該当する場合は報告する）。

(4) 利用者が病気等により死亡した場合であっても、死因等に疑惑が生じる可能性のあるとき（トラブルになる恐れがあるときは、市町へ報告する）。

(5) 利用者が、事故発生から、ある程度の期間を経てから死亡した場合は、事業者は速やかに、市町へ連絡若しくは報告書を再提出する。

(2) 食中毒及び感染症等の発生

③ 感染症とは「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定めるもののうち、原則として1類、2類、3類とする。

ただし、新型インフルエンザ並びに感染性胃腸炎（ノロウイルス）や肝臓の発生など、利用者等に蔓延する恐れのある場合も、市町へ報告する。

なお、新型インフルエンザに係るクラスター（集団発生）サーベイランスについては、別に定めるとところによる保健所への報告と併せて、直ちに市町へ報告する。

また、食中毒及び感染症等の発生について、開通する法に定める届出義務がある場合はこれに従うほか、保健所等と連携・協力して対応する。

(3) 職員（従業者）の法令違反・不祥事等の発生

④ 利用者の処遇に影響があるもの（例：利用者からの預り金の横領、虐待など）について報告する。

(4) その他、報告が必要と認められる事故の発生

### 3 報告の手順

(1) 事故後、事業者は、速やかに市町へ電話又はFAXで報告する（第一報）。

① 電話の場合は、連絡者の名前を名乗ることも、市町の受付者の名前を確認する。また、FAXの場合でも市町へ到着したかどうかを確認する。

なお、FAXの報告書には個人情報に該当する部分（標準書式の場合の「対象者」の受給者証番号・氏名・障害種別・障害支援区分）の欄など）を伏せて送付し、着信確認時に個人情報部分を口頭で伝えるなど個人情報の保護に留意する。

### 4 利用者等への説明

事業者は、事故発生後、利用者やその家族に次の内容を説明しなければならない。  
(1) この要領に基づき、「事故報告書」を作成し、市町等に提出すること。  
(2) 提出後の事故報告書が個人情報以外を事故事例として兵庫県等に報告される場合があること。  
(3) 情報公開請求が出された際に、個人情報以外の内容（例：事業者名等）が公開される場合があること。

### 5 報告の書式

別紙1「障害福祉サービス事業者等 事故報告書」別紙2「障害児通所支援事業者 事故報告書」又は別紙3「障害児入所施設 事故報告書」を標準とする。  
(各市町で既に定められた書式がある場合は、それを用いて差し支えない)

### 6 報告先

事業者は、2で定める事故が発生した場合3・4の手順により、次の両者に報告する。  
① 利用者の支給決定等の実施主体の市町  
② 事業所・施設が所在する市町（新型インフルエンザの報告は、②を基本とする。）  
※報告には利用者の個人情報が含まれるため、各市町はその取扱いに十分注意する。

### 7 報告を受けた市町等の対応

報告を受けた市町においては、事故に係る状況を把握するとともに、当該事業者の対応状況に応じて必要な対応（別表1）を行う。  
この場合、当該利用者の支給決定等の実施主体の市町（上記6の①）が主たる対応を行うものとするが、事業者への事実確認等において必要がある場合は、事業所の所在地たる市町（上記6の②）と連携を図る。

8 県民局の対応  
報告を受けた県民局は、必要な対応（別表2）を行う。

- ② 「速やかに」の期限については、最大限の努力をして可能な範囲とする。  
〔例えば、午後に事故が起こり、処置等のために数時間を要し、深夜になつた場合には、翌日早朝に報告を行ったり、金曜日夕刻に事故が発生した場合には、土日の間にFAXを入れておき、月曜日早朝に電話確認を行うなど、社会通念に照らして最大限の努力をすることが必要。〕  
(2) 事故処理の経過についても、電話又はFAXで適宜報告する。  
(3) 事故処理の区切りがついたところで、定められた書式（5の「事故報告書」）を用いて、文書で報告する。

なお、FAXに使う書式は、第一報の時点から、定められた事故報告書を用いてもよく、(1)(2)(3)の順に、同じ書式を使って、徐々に必要な箇所が埋まつていく形でよい。市町では、それらを構み重ねて処理し、状況を把握することが可能となる。  
(4) 各事業者は、市町、利用者（家族を含む。以下同じ。）及び事業者が事故の事実関係を共通に把握することができるよう、利用者に対し、事故報告書の控えを積極的に開示し、求めに応じて交付する。

### 4 利用者等への説明

事業者は、事故発生後、利用者やその家族に次の内容を説明しなければならない。  
(1) この要領に基づき、「事故報告書」を作成し、市町等に提出すること。  
(2) 提出後の事故報告書が個人情報以外を事故事例として兵庫県等に報告される場合があること。  
(3) 情報公開請求が出された際に、個人情報以外の内容（例：事業者名等）が公開される場合があること。

(電子メール施行)  
障支 第 1317 号  
平成 28 年 9 月 29 日

政令市・中核市を除く  
障害者支援施設等に於ける非常災害時の体制整備の強化・徹底について  
障害児・就労活動系  
障害福祉サービス事業所代表者

記 記  
障害者支援施設等における非常災害時の体制整備の強化・徹底について  
標記のことについて、平成 28 年 9 月 9 日付けて別添のとおり厚生労働省通知がありましたが、自力避難困難な障害者が多く利用されていることから、日頃から水害・土砂災害を含む各種災害に備えた十分な対策を講じる必要があります。つきましては、市町が発令する「避難準備情報」、「避難勧告」等の情報についても、確実に把握し、利用者の安全を確保することとともに、厚生労働省通知および下記にご留意の上、基準省令の定める非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施をお願いします。  
なお、今年度末時点での非常災害対策計画の策定状況や避難訓練の実施状況に関する厚生労働調査が実施予定ですので、ご承知願います。

- 1 非常災害対策計画は、火災、水害・土砂災害、地震など災害ごとに個別に計画を策定する必要はないので、共通項目と個別項目に区分して、事業所の状況等を踏まえた必要な内容とすること。
- 2 非常災害対策計画に盛り込む項目は、以下のとおりとすること。
  - ・災害に備する情報の入手方法（「避難準備情報」等の情報入手方法の確認等）
  - ・災害時の連絡先及び通信手段の確認（自治体、家族、職員等）
  - ・避難を開始する時期、判断基準（「避難準備情報発令」時等）
  - ・避難場所（市町が指定する避難場所、施設内の安全なスペース等）
  - ・避難経路（避難場所までのルート（複数）、所要時間等）
  - ・避難方法（利用者ごとの避難方法（車いす、徒歩等）等）
  - ・災害時の人員体制、指揮系統（災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数等）
  - ・医療的ケアが必要な子供についての災害発生時の対応について主治医や協力医療機関との綿密な連携など関係機関との連携体制の確保等
- 3 非常災害対策計画の内容を職員間で十分共有することともに、関係機関と避難場所や災害時の連絡体制等必要な事項について認識を共有すること。
- 4 定期的に避難訓練を実施し、非常災害対策計画の内容を検証し、見直しを行い、実際に災害が起こった際にも利用者の安全が確保できる実効性のあるものとのること。
- 5 障害別の障害種別や障害特性ごとの災害時の対応について、個別支援計画にも記載すること。

障害者支援課施設整備・就労対策班  
施設・日中活動系：藤本、川野  
就労活動系のみ：牧野、藤原

(電子メール施行)  
障支 第 1317 号の 2  
平成 28 年 9 月 29 日

政令市を除く  
障害児・就労活動系  
障害福祉サービス事業所代表者 様

兵庫県健康福祉部障害者支援課長

記 記  
障害児・就労活動系  
障害福祉サービス事業所代表者 様

標記のことについて、平成 28 年 9 月 9 日付けて別添のとおり厚生労働省通知がありましたが、自力避難困難な障害者が多く利用されていることから、日頃から水害・土砂災害を含む各種災害に備えた十分な対策を講じる必要があります。つきましては、市町が発令する「避難準備情報」、「避難勧告」等の情報についても、確実に把握し、利用者の安全を確保することとともに、厚生労働省通知および下記にご留意の上、基準省令の定める非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施をお願いします。  
なお、今年度末時点での非常災害対策計画の策定状況や避難訓練の実施状況に関する厚生労働調査が実施予定ですので、ご承知願います。

- 1 非常災害対策計画は、火災、水害・土砂災害、地震など災害ごとに個別に計画を策定する必要はないので、共通項目と個別項目に区分して、事業所の状況等を踏まえた必要な内容とすること。
- 2 非常災害対策計画に盛り込む項目は、以下のとおりとすること。
  - ・災害に備する情報の入手方法（「避難準備情報」等の情報入手方法の確認等）
  - ・災害時の連絡先及び通信手段の確認（自治体、家族、職員等）
  - ・避難を開始する時期、判断基準（「避難準備情報発令」時等）
  - ・避難場所（市町が指定する避難場所、施設内の安全なスペース等）
  - ・避難経路（避難場所までのルート（複数）、所要時間等）
  - ・避難方法（利用者ごとの避難方法（車いす、徒歩等）等）
  - ・災害時の人員体制、指揮系統（災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数等）
  - ・医療的ケアが必要な子供についての災害発生時の対応について主治医や協力医療機関との綿密な連携など関係機関との連携体制の確保等
- 3 非常災害対策計画の内容を職員間で十分共有することともに、関係機関と避難場所や災害時の連絡体制等必要な事項について認識を共有すること。
- 4 定期的に避難訓練を実施し、非常災害対策計画の内容を検証し、見直しを行い、実際に災害が起こった際にも利用者の安全が確保できる実効性のあるものとのること。
- 5 障害別の障害種別や障害特性ごとの災害時の対応について、個別支援計画にも記載すること。

障害者支援課施設整備・就労対策班  
障害施設担当 藤本、川野  
団：(078) 362-3194

障 壁 発 0909 第 1 号  
平 成 28 年 9 月 9 日

各 指定都市 障害者支援施設主管部(局)長 殿  
都道府県  
中 核 市

(公印省略)

厚生労働省社会・福祉局障害者保健福祉部障害者課

障害者支援施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について

8月31日に、岩手県下閉伊郡岩泉町の認知症高齢者グループホームにおいて、台風第10号に伴う暴雨及び豪雨による災害発生により多数の利用者が亡くなるという痛ましい被害がありました。障害者支援施設等においても、介護保険施設等同様、自力避難困難な方も多く利用されていることから、利用者の安全を確保するため、水害・土砂災害を含む各種災害に備えた十分な対策を講じる必要があります。これまで「社会福祉施設における防災対策の再点検等について」(平成10年8月31日社援第2153号)等のほか、今回の被害を踏まえ発出した「社会福祉施設等における非常災害対策及び入所者等の安全の確保について」(平成28年9月1日履児総発0901第3号、社援基発0901第1号、障壁発0901第1号、老高発0901第1号)の各通 知及び関係法令に基づき、障害者支援施設等の非常災害対策に万全を期するよう、指導を行つていただいているところですが、今回の被災の状況を踏まえて特に留意すべき事項を下記のとおりまとめましたので、管内市町村及び貴管下障害者支援施設等へ周知いたくとともに、都道府県等におかれましては、水害・土砂災害を含む非常災害時の計画の策定状況、避難訓練の実施状況(実施時期等)に関するご意見、ご要望等を提出していただけますようお願いいたします。

また、下記3に記載しているとおり、非常災害対策計画の策定状況や避難訓練の実施状況については、別紙項目について年末時点の状況を調査する予定ですので、ご承知おきください。

なお、本通知につきましては、内閣府や消防庁等関係省庁及び省内関係部局と協議済みであることを申し添えます。

記

1 情報の把握及び避難の判断について

障害者支援施設等の管理員を含む職員は、日頃から、気象情報等の情報把握に努めるとともに、市町村が発令する「避難準備情報」「避難勧告」等の情報については、確實に把握し、利用者の安全を確保するための行動をとること。

このため、災害時に市町村が発令する「避難準備情報」等を障害者支援施設等が入手する方法について、停電等の場合も含め、予め所在市町村に確認すること。

また、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」(平成27年8月19日付内閣府決定)において、「避難勧告」や「避難指示」においても、適切に行動すること。なお、これから実施に当たっては、内閣府が作成した別添1「水害や土砂災害から命を守るために!~社会福祉施設など災害時配慮者利用施設の管理者の皆様へ~」も参照すること。特に、近年、「想定外」の大規模な災害が発生することも多いことから、過去の経験のみに頼ることなく、利用者の安全を確保するために必要な対応を最優先に検討し、早め早めの対応を講じること。

「避難準備情報」等に基づき、職員に求められる行動に関しては、別添2「今後の水害等に備えた警戒避難体制の確保について(周知依頼)」(平成28年9月2日付事務連絡(厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉課、老健局高齢者支援課)を参照願いたい。

2 非常災害対策計画の策定及び避難訓練について

障害者支援施設等は、非常災害に関する具体的な計画(以下「非常災害対策計画」という。)を定めることとされているが、この計画では、火災に対処するための計画のみではなく、火災、水害・土砂災害、地震等に対処するための計画を定めることを想定しており、必ずしも災害ごとに別の計画として策定する必要はないが、水害・土砂災害、地震等地域

の実情にも鑑みた災害にも対処できるものとすること。

非常災害対策計画に盛り込む項目としては、以下の例が考えられる。非常災害対策計画は、実際に災害が起こった際にも利用者の安全が確保できる実効性のあるものとすることが重要であり、別添3の資料も参考としながら、各障害者支援施設等の状況や地域の実情を踏まえた内容とすること。

#### 【具体的な項目例】

- ・障害者支援施設等の立地条件（地形 等）
- ・災害に関する情報の入手方法（「避難準備情報」等の情報の入手方法の確認等）
- ・災害時の連絡先及び通信手段の確認（自治体、家族、職員 等）
- ・避難を開始する時期、判断基準（「避難準備情報発令」時 等）
- ・避難場所（市町村が指定する避難場所、施設内の安全なスペース 等）
- ・避難経路（避難場所までのルート（複数）、所要時間 等）
- ・避難方法（利用者ごとの避難方法（車いす、徒歩等） 等）
- ・災害時の人員体制、指揮系統（災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数 等）
- ・関係機関との連携体制 等

また、非常災害対策計画の内容を職員間で十分共有するとともに、関係機関と避難場所や災害時の連絡体制等必要な事項について認識を共有すること。

さらに、避難訓練を実施し、非常災害対策計画の内容を検証し、見直しを行うこと。その後には、夜間の時間帯にも実施するなど、混乱が想定される状況にも対応できるよう、訓練を実施すること。

非常災害対策計画の策定過程においても、災害に関する情報の入手方法や避難場所等必要な情報が施設内で共有されていない場合には、速やかに共有しながら、策定を進めること。また、非常災害対策計画の策定に際しては、地域の関係者と連携及び協力すること。

上記に記載した留意事項は、今般の事案の課題を踏まえたものであるが、既に発出されている通知等も踏まえて障害者支援施設等における非常災害対策を講じること。

非常災害対策計画策定の参考となる資料として別添3の資料を添付するので、併せて参考とすること。

3 点検及び指導・助言について

都道府県等は、上記1、2に記載した留意事項を踏まえ、障害者支援施設等における水

害・土砂災害を含む非常災害対策計画の策定状況及び避難訓練の実施状況について点検し、水害・土砂災害を含む非常災害対策計画が策定されていない場合は、策定されているが項目等が不十分である場合には、速やかに改善し、遅くとも年内までに改善されるよう、指導・助言を行うこと。

また、避難訓練についても水害・土砂災害を含む避難訓練を実施できない場合には、速やかに実施し、遅くとも年内までに立てるよう[に]指導・助言を行うこと。

別紙の3の対象施設における別紙の1、2に記載した項目について、今年末時点の状況を都道府県等において把握及び報告をお願いすることとなる。

なお、別紙の項目については、今後、状況により変更する可能性があることを予めご承知おき願いたい。

#### 【参考となる資料】

- (別添1)「水害や土砂災害から命を守るために！～社会福祉施設など災害時要配慮者利用施設の管理者の皆様へ～」（内閣府作成）
- (別添2)「今後の水害等に備えた警戒避難体制の確保について（周知依頼）」（平成28年9月2日付事務連絡（厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、老健局高齢者支援課））
- (別添3)「指定障害福祉サービス事業者等のための『非常災害対策計画』作成の手引き」（平成26年3月愛知県健康福祉部障害福祉課）  
<http://www.pref.aichi.jp/shogai/05jijousha/shitei/index.html>

調査項目案（予定）

1 非常災害対策計画

- ① 水害・土砂災害を含む非常災害対策が策定されているか。
- ② ①で策定されている非常災害対策計画に以下の項目がそれぞれ含まれているか。

・障害者支援施設等の立地条件

- ・災害に関する情報の入手方法
- ・災害時の連絡先及び通信手段の確認
- ・避難を開始する時期、判断基準
- ・避難場所
- ・避難経路
- ・避難方法
- ・災害時の人員体制、指揮系統
- ・関係機関との連携体制

2 避難訓練

- ① 平成28年に水害・土砂災害の場合を含む避難訓練が実施されたか。
- ② されていない場合、実施予定期はいつか。

3 対象施設等

- ・障害者支援施設　・療養介護事業所　・生活介護事業所　・短期入所事業所　・自立訓練事業所　・就労移行支援事業所　・就労継続支援事業所　・共同生活援助事業所　・障害児入所施設　・児童発達支援事業所　・医療型児童発達支援事業所　・放課後等デイサービス事業所　・児童発達支援センター

※上記項目は厚生労働省において調査する予定の項目を示したものであり、非常災害対策として上記項目のみを実施すれば足りるというものではない。

※上記項目については、現時点で予定している項目であり、今後、項目の追加・変更等がありうる。

## 福祉事業所における事業継続計画（BCP）策定について

### 1 事業継続計画とは

地震や風水害、新型インフルエンザなどの感染症の流行といった緊急事態に対して、重要な事業を継続、または早期に復旧するために、予め準備しておく計画です。

大規模地震が発生すると、経営資源（ヒト〈職員〉、モノ〈施設や設備〉、カネ〈資金〉、情報といった法人を運営するのに欠かせないもの）を通常時のようには利用できなくなります。限られた経営資源の中で、法人の中の事業のうち、継続する必要のある事業と休止する事業に振り分け、継続する事業においても、継続する業務と休止する業務に分けます。継続する業務については、被害を受けても実施できるように対策を講じておくことで、緊急事態が発生しても業務を続けられます。

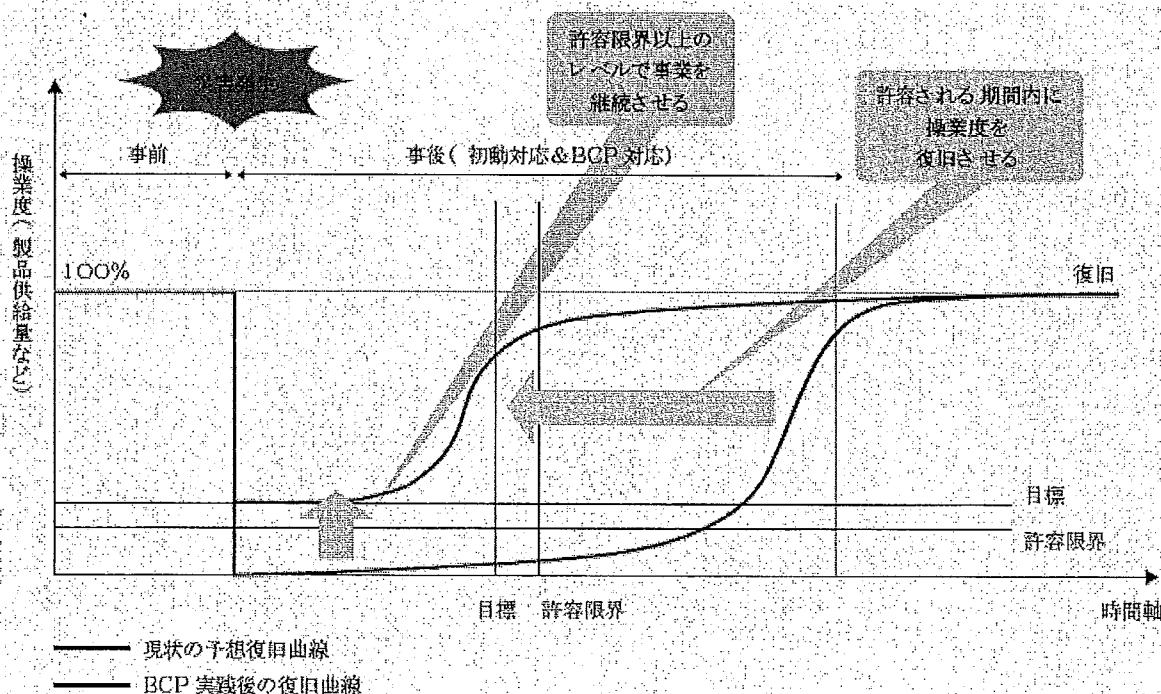
### 2 事業継続計画の策定効果

下表は、事業継続計画を策定して実践している場合とそうでない場合で、災害が発生してから時間の経過とともに操業度（製品供給量、サービス提供量など）がそれぞれどのように回復していくのかを表したものです。

事業継続計画を策定していない法人（青線）では、災害が発生すると操業度がゼロになってしまい、その後もしばらく低い水準が続き、サービスの利用者がサービスの提供を求める最低限の水準（操業度に関わる許容限界）を下回り、また、サービス提供の復旧を待つことのできる時間（許容される期間、時間に関わる許容限界）よりも長く復旧に時間を要しています。

一方、事業継続計画を実践している法人（赤線）では、災害が発生しても操業度が許容限界を上回る水準を維持しているとともに、許容される期間よりも早く操業度が復旧します。

事業継続計画を策定し実践していくことで、青線を赤線に近づけていくことを目指します。



### 3 事業計画の策定・運用の流れ

事業継続計画は、次の図表のような流れで策定・運用していきます。

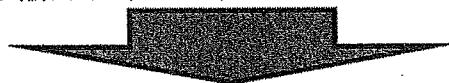
#### I. 事業継続方針の検討

法人全体における事業継続計画の基本となる方針を検討します。この方針は、以下の具体的な計画検討の指針になります。



#### II. 想定する緊急事態とその被害想定

どのような緊急事態に対応するのかを決め、その緊急事態が発生すると、職員、施設、設備といった経営資源やライフラインにどのような被害が出るのかを想定します。



#### III. 重要な事業の選定と目標復旧時間の決定

法人の実施する事業のうち、緊急事態が発生したときに優先的に継続または早期復旧していく重要な事業を選び、その事業の目標とする復旧時間（目標復旧時間）を決めます。



#### IV. 目標復旧時間内での復旧可能性の検討

重要な事業で実施されている業務を洗い出し、その業務に用いられる経営資源が何かを特定します。洗い出された経営資源が、IIで想定した被害想定にあてはめて、どれだけの被害を受けるかを検討します。検討の結果、優先度の高い業務を継続、または目標とする復旧時間内に復旧することができるかどうか、どの程度の水準で業務を実施するのかを検討します。



#### V. 重要な事業の継続や早期復旧対策の検討

継続しなければならないのに継続できない業務や、目標復旧時間内に復旧できないと判断された業務について、どのようにして、継続、または目標復旧時間内に復旧するのか検討します。



#### VI. 事業継続計画の文書化

初動対応マニュアルや事業継続計画書として文書にまとめ、あわせて、Vで検討した今後行う対策についてもリスト化し、実施管理します。



#### VII. 事業継続計画の周知・徹底

まとめた事業継続計画の内容を職員に教育や訓練をして周知、徹底することで、緊

急事態発生時に的確に対応することができるようになります。



#### Ⅷ. 事業継続計画の点検・見直し

事業継続計画の点検や見直しを行うことで、いざという時に本当に役に立つ事業継続計画とします。

#### 4 事業継続計画における地域との連携や同業者間連携

緊急事態発生時の限られた経営資源で運営をしなければならない状況では、地域との連携や同業者間の連携は大変有効になります。

下表のように情報のやりとりや経営資源の融通などにより不足する経営資源を補うことができ、また、可能であるならば地域貢献活動を行い共助を担うことで地域との関係が深まりますので、事業継続計画の策定にあたり、地域や同業者間の連携についても検討してください。

	事業継続計画で想定すること	
	地域・同業者から法人へ	法人から地域・同業者へ
民生委員や自治会	緊急時の安否などの情報のやりとり	
地域内の同業の福祉事業所	緊急時の利用者の受入れ	
離れた場所にある福祉事業所	・要員が不足する場合の応援 ・支援物資の受領 ・代替生産の受け付け	
地域内の取引先	必要物資の融通	
地域住民	ボランティアによる応援	炊出しなどの地域貢献活動
行政		情報の共有

#### 5 策定に向けた取り組み

緊急事態が発生しても重要な事業を継続または早期復旧するためには、「必要な経営資源を確保すること」「意思決定や行動に必要な情報の入手と伝達ができること」「的確な意思決定と迅速な行動をとること」が重要です。

これらが実践できるよう、厚生労働省が実施した平成23年度社会福祉推進事業で「株式会社浜銀総合研究所」が委託事業として作成した下記の文献を参考に、事業継続計画の早期策定をお願いします。

- 「福祉事業所における事業継続計画(BCP)策定ガイドライン」災害に強い事業所づくり～利用者へのサービスを維持するための地域との連携のあり方～
- 突発的に発生する緊急事態における社会福祉事業の継続に向けたモデル事業継続計画策定とその普及事業報告書

(電子メール施行)  
障文 第1316号の2  
平成28年9月29日

政令市・中核市を除く  
障害福祉サービス事業所代表者 様

兵庫県健康福祉部障害者支援課長

障害福祉サービス事業所（日中活動系・就労活動系）における  
防犯に係る安全確保について

標記のことについて、別添の平成28年9月15日付けの厚生労働省通知「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について」のとおり、開かれた事業所をめざす一方で、先般の神奈川県相模原市の障害者支援施設における痛ましい事件の発生を教訓とした、不審者の侵入に対する防犯に係る安全対策が求められています。

特に、防犯対策を強化するあまり、利用者の自由を不当に制限してしまう場合も考えられます。これが、これは身体拘束、引いては障害者児虐待につながるものであり、また、災害発生時の避難に際しては支障を来たすことも生じる虞があるため、十分な配慮が必要です。

こうした点に十分留意しながら、同通知別添の「社会福祉施設等における点検項目」のうち、特に下記の事項にご留意いただき、外部からの不審者の侵入に対する防犯に係る安全確保対策マニュアルを作成することともに、マニュアルが有効に機能するよう定期的な訓練の実施をお願いします。

また、地域の警察署との日頃からの連携は不可欠であることから、本職からも重ねて兵庫県警本部生活安全企画課長に協力依頼を行つてお預りします。

- 5 来所時及び帰宅途上で犯罪、事故に遭遇した時、交番や「こども110番の家」等に緊急避難できるよう、あらかじめ利用者とその家族等に周知すること。  
6 施設外での詰活動時や来所退所時の一連絡受領体制を整えること。

障害者支援課施設整備・就労対策班  
日中活動系：藤本、川野  
就労活動系：牧野、藤原

(電子メール施行)  
障支 第1316号の3  
平成28年9月29日

政令市を除く  
障害児通所支援事業所代表者 様

障害児通所支援事業所における防犯に係る安全確保について

標記のことについて、別添の平成28年9月15日付けの厚生労働省通知「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について」のとおり、開かれた事業所をめざす一方で、先般の神奈川県相模原市の障害者支援施設における痛ましい事件の発生を教訓とした、不審者の侵入に対する防犯に係る安全対策が求められています。

特に、防犯対策を強化するあまり、利用者の自由を不当に制限してしまう場合も考えられます。これが、これは身体拘束、引いては障害者児虐待につながるものであり、また、災害発生時の避難に際しては支障を来たすことも生じる虞があるため、十分な配慮が必要です。

こうした点に十分留意しながら、同通知別添の「社会福祉施設等における点検項目」のうち、特に下記の事項にご留意いただき、外部からの不審者の侵入に対する防犯に係る安全確保対策マニュアルを作成することともに、マニュアルが有効に機能するよう定期的な訓練の実施をお願いします。

また、地域の警察署との日頃からの連携は不可欠であることから、本職からも重ねて兵庫県警本部生活安全企画課長に協力依頼を行つてお預りします。

- 1 防犯に係る安全確保に関する責任者（施設外活動を含む）、不審者が立ち入った場合の職員の役割分担を明確にすること。  
2 不審者が立ち入った場合の避難経路や避難場所及び家族・関係機関等への連絡先・連絡方法（緊急連絡網）を定めること。  
3 来訪者など外部からの人の入りができる場所と入りを禁じる場所とを区分するなど、外部からの人の出入りを確認できる体制を整えること。  
4 利用者の障害特性や事業所の態様、周辺の環境等を踏まえ、可能な経費の範囲において、防犯に係る安全確保のために設備面の対策を講じること（防犯グッズ・職員が常時携帯する防犯ベルの導入等）  
5 来所時及び帰宅途上で犯罪、事故に遭遇した時、交番や「こども110番の家」等に緊急避難できるよう、あらかじめ利用者とその家族等に周知すること。  
6 施設外での詰活動時や来所退所時の一連絡受領体制を整えること。

障害者支援課施設整備・就労対策班  
障害施設担当 藤本、川野  
TEL：(078) 362-3194

別添

雇児給発 0915 第 1 号

社援基発 0915 第 1 号

障障発 0915 第 1 号

老高発 0915 第 1 号

平成 28 年 9 月 15 日

都道府県  
各 指定都市  
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長

(公印省略)

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長

(公印省略)

厚生労働省老健局高齢者支援課長

(公印省略)

会福祉施設等となることの両立を図る上では、社会福祉施設等の規模や、入所施設や通所施設などの施設の態様を問わず、その状況に応じて、日頃から、①設備の整備・点検、職員研修など社会福祉施設等が必要な取組みに努めることはもちろん、②関係機関や地域住民等多様な関係者との協力・連携体制を構築しておくことなどの備えをすることが重要です。

つきましては、外部からの不審者の侵入に対する危機管理の観点から、現状を点検し、課題を把握すること等によって防犯に係る安全確保に資するため、今回の事件の検証を踏まえ、現段階で必要と考へられる別添の点検項目を整理しましたので、下記の事項にも留意の上、管内市町村及び社会福祉施設等に対し周知をし、取組みを図るよう連絡方よろしくお願いいたします。

また、別添の点検項目については、引き続き、社会福祉施設等に係る関係者や防犯に係る安全確保の専門家などからの意見を踏まえ、追加・修正を行う場合があることを申しあげます。

なお、本通知については、警察庁からも都道府県警察本部に周知いただきやすく依頼しております。

また、この通知は、地方自治法（昭和 2 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言に該当するものです。

記

1. 地域と一体となつた開かれた社会福祉施設等となることと、防犯に係る安全確保がなされた社会福祉施設等となることの両立を図るために、当該施設の防犯設備による補完・強化はもとより、日頃から利用者が地域に出て活動し、ボランティア、地域住民、関係機関・団体等と顔の見える関係づくりをして、一人ひとりの存在を知つてもらうことが極めて重要である。そのため、施設開放など地域の関係者との交流に向けた諸活動については、防犯に係る安全確保に留意しつつ、これまで以上に積極的に取り組むことが重要である。また、利用者の自由を不当に制限したり、災害発生時の避難に支障が出たりすることのないよう留意すること。

2. 防犯に係る安全確保に当たっては、都道府県、市町村と各社会福祉施設等は、企団的な不審者の侵入を中心とした様々なリスクを認識した対策（例えば、不審者情報について、夜間、休日を含め迅速な連絡・情報交換・情報共有が無理なくできる体制づくり等）を検討すること。

また、都道府県・市町村においては、各社会福祉施設等と、管内の警察、福祉事務所、児童相談所、保健所等の関係機関、社会福祉協議会、民党委員・児童委員その他各種関係団体等との間の連携体制を構築するため、定期的な意見交換の場を設定したり、防犯などに係る研修会・勉強会を実施したりするなどし、防犯に係る安全確保のための協力を必要とする。また、特定の施設等の利用者に対して危害が及ぶ具体的なおそれがある場合は、防犯措置を更に強化しつつ、警報に対し、緊急時の対応について確認しておくななど、防犯による安全確保のための措置を徹底すること。さらに、緊急時に連絡を受けた場合には、關係機関等とも連携し、直ちに職員を派遣するなど、施設等における防犯に係る安全確保を支援する体制を構築すること。

3. 管内の施設等の周辺における不審者等の情報が入った場合には、都道府県・市町村は、事前に構築した連携体制に沿って、速やかに各社会福祉施設等に情報を提供すること。また、特定の施設等の利用者に対して危害が及ぶ具体的なおそれがある場合は、防犯措置を更に強化しつつ、警報に対し、緊急時の対応について確認しておくななど、防犯による安全確保のための措置を徹底すること。さらに、緊急時に連絡を受けた場合には、關係機関等とも連携し、直ちに職員を派遣するなど、施設等における防犯に係る安全確保を支援する体制を構築すること。

4. 別添の点検項目については、社会福祉施設等全般に共通する内容として考えられる事項を分類し、整理したものであり、全ての社会福祉施設等が全項目を実施しなければならないという趣旨ではない。  
各施設等における実際の対策の検討・実施に当たっては、施設種別や地域の実情に応じて適宜の追加・修正の上、当該施設等において点検項目を作成し、職員等に配付し、研修をすることが望ましいこと。

#### (別添)

#### 社会福祉施設等における点検項目

##### 1. 日常の対応

- (1) 所内体制と職員の共通理解
- 不審者への対処や、利用者で体力のない人・身体の不自由な人・心身の状況から避難に援助が必要な人の避難の方など、利用者の安全や職員（署託の警備員等を含む。以下同じ。）の謹身を含め、防犯に係る安全確保に関し、職員会議等で取り上げる等により、企図的な侵入を含めた様々なリスクに關する職員の共通理解を図っているか。

- 防犯に係る安全確保に関する責任者を指定するなど、職員の役割分担を明確にし、協力体制の下、安全の確保に当たっているか。
- 来訪者用の入口・受付を明示し、外部からの人の出入りを確認しているか。また、外部からの人の立入りができる場所と立入りを禁じる場所とを区分けしたり、各出入口の開錠時間等を整理した上で施設内に掲示したり、非常口の鍵を内側からしか開けられなくしたりするなどの工夫をしているか。
- 職員が顔写真入りの身分証を首からかけたり、来訪者に來訪者証やリボンその他の身につけるよう依頼したりする等により、利用者・職員とそれ以外の人を容易に区別できるようにしているか。
- 来訪者に“どこへ行かれますか？”“何かお手伝いしますようか？”といった声かけをすることとし、実験しているか。
- 夜間の出入口は限られた場所とし、警備員室等の前を通るような動線となっているか。

- 来訪者の予定について、朝会などで職員間に情報提供したり、対応する予定の職員に確認したりしているか。
- 職員等に対する危機管理意識を高めるための研修や教育に努めるとともに、必要に応じ、警察や警備会社、防犯コンサルティング会社等の協力も得つつ、防犯講習や防犯訓練等を実施しているか。
- 通所時や夜間に加え、施設開放やイベント開催時など職員体制が手薄になりがちな場合の防犯に係る安全確保体制に留意しているか。
- 万一の場合の避難経路や避難場所及び家族・関係機関等への連絡先・連絡方法（緊急連絡網）をあらかじめ定めておき、職員に周知しているか。
- 緊急事態発生時に、利用者に動搖を与えることなく職員間で情報を伝達できる「合

言葉」をあらかじめ定めておき、職員に周知しているか。

- (2) 不審者情報に係る地域や関係機関等との連携
- 市町村の施設・事業所管課、警察署等関係機関や社会福祉協議会、民生委員・児童委員、町内会・防犯協会などの地域団体と日常から連絡を取るとともに、関係先電話番号の共有化など、連携して連絡・情報交換・情報共有できる体制となっているか。
  - また、共有した関係先電話番号は見やすい場所に掲示されているか。
  - 関係機関からの注意依頼文書を配布・掲示するなど施設などで周知徹底しているか。

### (3) 施設等と利用者の家族の取組み

- 利用者に対し、犯罪や事故から身を守るために、施設等内外における活動に当たつての注意喚起を行っているか。また、利用者の家庭でも話し合われるよう働きかけていられるか。

### (4) 地域との協同による防犯意識の醸成

- 自治体や地域住民と協力して、施設やその周辺の設備（街灯、防犯灯など）の維持管理状況を確認し、必要に応じて改善したり行政に働きたりするなど、地域住民と協同しながら防犯に向けた対応や交流を行っているか。
- 地域のイベントや自治体のボランティア活動に積極的に参加し、普段から地域との交流を深めているか。

### (5) 施設設備における防犯に係る安全確保

- 利用者の属性や施設等の態様、周辺の環境等を踏まえ、可能な経費の範囲において、防犯に係る安全確保のために施設・設備面の対策を講じているか。
  - ① 警報装置・防犯監視システム・防犯カメラ・警備室等につながる防犯ブザー・職員が常時携帯する防犯ベル等の導入による設備面からの対策（そのような対策をしていることを施設内に掲示することも含む）
  - ② 対象物の強化（施設を物理的に強化して侵入を防ぐ）
- 例：玄関、サッシ等に補助錠を取り付ける。
- 防犯性能の高い建物部品のうち、ウンドウフィルムを窓ガラス全面に貼り付ける。
- 防設開放時には、開放箇所と非開放箇所との区別を明確化し、施設内に掲示している。

換する。

### (3) 接近の制御（境界を作り、人が容易に敷地や建物に接近することを防ぐ）

- 例：道路と敷地の境界線を明確にし、門扉等を設置する。
- 敷地や建物への出入口を限定する。
- 監視性の確保（建物や街路からの見通しを確保し、人の目が周囲に行き届くような環境をつくり、侵入を未然に防ぐ）
- 例：夜間等、人の出入りを感じするセンサー付ライトや、行政による街灯等の設置など照明環境の整備を行う。
- 植木等を剪定し、建物から外周が、外周から敷地内が見通せる環境にする。

### 防犯カメラを設置する。

- 門扉や塀、外灯、卷戸、避難口、窓の管理等の状況を毎日点検しているか。
- 施設管理上重要な設備（例えば、電源設備など）への施錠その他の厳重な管理と、その施錠等の状況を毎日点検しているか。
- 警報装置、防犯カメラ等を設置している場合は、一定期間ごとに、作動状況の点検、警備会社等との連携体制を確認しているか。また、警報解除のための鍵や暗証番号を随時変更するなど、元職員や元入所者など関係者以外の者が不正に侵入できないように対する対策を講じているか。

- (6) 施設開放又は施設外活動における安全確保・通所施設における利用者の来所及び帰宅時における安全確保
- 施設や施設外活動場所の周辺にある危険箇所を把握し、利用者・家族に対し注意喚起を行っているか。
  - 来所・退所時の経路を事前に指定し、利用者・家族に対する指定された経路の利用に係る依頼・指導等をしているか。特に児童通所施設においては、来所及び帰宅途上で犯罪、事故に遭遇した時、交番や「こども110番の家」等に緊急避難できるよう、あらかじめ利用者とその家族等に周知しているか。
  - 利用者に係る緊急連絡用の連絡先を把握しているか。
  - 施設外での諸活動時・来所退所時（連絡受領体制を確保しつつ、利用者とその家族等に対する施設又は担当者の連絡先の事前周知を行っているか。
  - 施設外での諸活動に際し、利用者の状況把握をする責任者を設定し、確実な状況把握に努めているか。

るか。

- 施設開放時には、来訪者の安全確保のため、来訪者に、防犯に係る安全確保等に係るパンフレットなどを配付して注意喚起しているか。

## 2 不審者情報を得た場合その他緊急時の対応

- (1) 不審者情報がある場合の連絡体制や想定される危害等に即した警戒体制
- 施設等周辺における不審者等の情報が入った場合に、次のような措置をとる体制を整備しているか。
  - ・ 不審者を職員等が直接見かけたときや利用者の家族からの連絡を受けたときその他直接に第一報を得たときは、より適切に対応するため、可能な範囲で更なる情報収集を行うこと。  
さらに、必要に応じ、事前に構築している連絡体制に基づき、警察に情報提供するとともに、市町村の施設・事業所管轄等に連絡を行い、近隣の社会福祉施設等への連絡その他を求める。
  - ・ 事前に定めた連絡網その他を活用し、職員間の情報を共有を図り、複数の職員による対処体制を確立する。
- （利用者の年齢や心身の状態に応じて）利用者に対して、また、その家族等に対して、情報を提供し、必要な場合には職員の指示に従うよう注意喚起する。
- ・ 利用者の安全確保のため、その家族等や近隣住民、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、町内会や防犯協会等の地域活動団体等の協力を得る。
- ・ また、事前に構築している連絡体制に基づき、近隣住民等と迅速に情報共有を行う。
- ・ 利用者に危害の及ぶ具体的な時はそれがあると認める場合は、警察や警備会社、防犯コンサルティング会社等からの助言を得ることとし、当該助言を踏まえて、必要に応じ、上記1.（5）の施設設備面の増強や職員等による巡回、監視体制に必要な職員の増配置、期間限定での警備員の配置、通所施設においては当該施設を臨時休業するなど、想定される危害や具体化する可能性に即した警戒体制を構築する。

- (2) 不審者が立ち入った場合の連絡・通報体制や職員の協力体制、入所者等への避難誘導等
- 施設等内外に不審者が立ち入った場合に備え、次のような措置をとる体制を整備しているか。
  - ・ 不審者が施設内に立ち入り、利用者に危害を加える具体的なそれがあると判断し

- 障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成 18 年 12 月 6 日障発第 1206002 号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

(変更点は下線部)

改 正 前	改 正 後
障発第 1206002 号 平成 18 年 12 月 6 日	障発第 1206002 号 平成 18 年 12 月 6 日 <u>一部改正 障発 0330 第 6 号</u> <u>平成 24 年 3 月 30 日</u>
<p>各 都道府県知事 殿</p> <p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p> <p>障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて</p> <p>障害者自立支援法による療養介護、生活介護、児童デイサービス、短期入所、共同生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型及び共同生活援助並びに施設入所支援（以下「障害福祉サービス等」という。）の提供に当たって、当該障害福祉サービス等に係る利用者負担額のほか、利用者から受け取ることが認められる費用の取扱いについては、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 18 年厚生労働省令第 171 号）及び「障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 18 年厚生労働省令第 172 号）において規定されて</p>	<p>各 都道府県知事 殿</p> <p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p> <p>障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて</p> <p>障害者自立支援法による療養介護、生活介護、短期入所、共同生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型及び共同生活援助並びに施設入所支援（以下「障害福祉サービス等」という。）の提供に当たって、当該障害福祉サービス等に係る利用者負担額のほか、利用者から受け取ることが認められる費用の取扱いについては、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 18 年厚生労働省令第 171 号）及び「障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 18 年厚生労働省令第 172 号）において規定されて</p>

1

号）において規定されているところであるが、障害福祉サービス等において提供される便宜のうち、「日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの」（以下「その他の日常生活費」という。）の具体的な取扱いについて下記のとおり定めたので、御了知の上、貴管内市町村、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

なお、平成 18 年 3 月 31 日付け障発第 0331018 号当職通知「特定費用の取扱いについて」は平成 18 年 9 月 30 日限り廃止する。

#### 記

##### 1 「その他の日常生活費」の趣旨

「その他の日常生活費」は、利用者の自由な選択に基づき、事業者又は施設が障害福祉サービス等の提供の一環として提供する日常生活上の便宜に係る経費がこれに該当する。

なお、事業者又は施設により行われる便宜の供与であっても、サービスの提供と関係のないもの（利用者の贅沢品や嗜好品の購入等）については、その費用は「その他の日常生活費」とは区別されるべきものである。

##### 2 「その他の日常生活費」の受領に係る基準

「その他の日常生活費」の趣旨にかんがみ、事業者又は施設が、利用者から「その他の日常生活費」の徴収を行うに当たっては、次に掲げる基準が遵守されなければならないものとする。

(1) 「その他の日常生活費」の対象となる便宜と、介護給付費又は訓練等給付費（以下「介護給付費等」という。）の対象となつ

いるところであるが、障害福祉サービス等において提供される便宜のうち、「日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの」（以下「その他の日常生活費」という。）の具体的な取扱いについて下記のとおり定めたので、御了知の上、貴管内市町村、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

なお、平成 18 年 3 月 31 日付け障発第 0331018 号当職通知「特定費用の取扱いについて」は平成 18 年 9 月 30 日限り廃止する。

#### 記

##### 1 「その他の日常生活費」の趣旨

「その他の日常生活費」は、利用者の自由な選択に基づき、事業者又は施設が障害福祉サービス等の提供の一環として提供する日常生活上の便宜に係る経費がこれに該当する。

なお、事業者又は施設により行われる便宜の供与であっても、サービスの提供と関係のないもの（利用者の贅沢品や嗜好品の購入等）については、その費用は「その他の日常生活費」とは区別されるべきものである。

##### 2 「その他の日常生活費」の受領に係る基準

「その他の日常生活費」の趣旨にかんがみ、事業者又は施設が、利用者から「その他の日常生活費」の徴収を行うに当たっては、次に掲げる基準が遵守されなければならないものとする。

(1) 「その他の日常生活費」の対象となる便宜と、介護給付費又は訓練等給付費（以下「介護給付費等」という。）の対象となつ

2

<p>ているサービスとの間に重複関係がないこと。</p> <p>(2) 介護給付費等の対象となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用の受領は認められないこと。したがって、お世話料、管理協力費、共益費、施設利用補償金といったあやふやな名目の費用の徴収は認められず、費用の内訳が明らかにされる必要があること。</p> <p>(3) 「その他の日常生活費」の受領については、利用者に事前に十分な説明を行い、その同意を得なければならぬこと。</p> <p>(4) 「その他の日常生活費」の受領は、その対象となる便宜を行うための実費相当額の範囲内で行われるべきものであること。</p> <p>(5) 「その他の日常生活費」の対象となる便宜及びその額は、事業者又は施設の運営規程において定められなければならぬ、また、サービスの選択に資すると認められる重要な事項として、当該事業者又は施設の見やすい場所に掲示されなければならないこと。ただし、「その他の日常生活費」の額については、その都度変動する性質のものである場合には、「実費」という形の定め方が許されるものであること。</p> <p>3 「その他の日常生活費」の具体的な範囲</p> <p>(1) 利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを事業者又は施設が提供する場合に係る費用</p> <p>(2) 利用者の希望によって、教養娯楽等として日常生活に必要なものを事業者又は施設が提供する場合に係る費用</p> <p>(3) 利用者の希望によって、送迎を事業者又は施設が提供する場合に係る費用（送迎加算を算定している場合においては、燃料費等の実費が送迎加算の額を超える場合に限る。）</p>	<p>ているサービスとの間に重複関係がないこと。</p> <p>(2) 介護給付費等の対象となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用の受領は認められないこと。したがって、お世話料、管理協力費、共益費、施設利用補償金といったあやふやな名目の費用の徴収は認められず、費用の内訳が明らかにされる必要があること。</p> <p>(3) 「その他の日常生活費」の受領については、利用者に事前に十分な説明を行い、その同意を得なければならぬこと。</p> <p>(4) 「その他の日常生活費」の受領は、その対象となる便宜を行うための実費相当額の範囲内で行われるべきものであること。</p> <p>(5) 「その他の日常生活費」の対象となる便宜及びその額は、事業者又は施設の運営規程において定められなければならぬ、また、サービスの選択に資すると認められる重要な事項として、当該事業者又は施設の見やすい場所に掲示されなければならないこと。ただし、「その他の日常生活費」の額については、その都度変動する性質のものである場合には、「実費」という形の定め方が許されるものであること。</p> <p>3 「その他の日常生活費」の具体的な範囲</p> <p>(1) 利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを事業者又は施設が提供する場合に係る費用</p> <p>(2) 利用者の希望によって、教養娯楽等として日常生活に必要なものを事業者又は施設が提供する場合に係る費用</p> <p>(3) 利用者の希望によって、送迎を事業者又は施設が提供する場合に係る費用（送迎加算を算定している場合においては、燃料費等の実費が送迎加算の額を超える場合に限る。）</p>
<p>4 留意事項</p>	<p>4 留意事項</p>

### 3

<p>(1) 3の(1)に掲げる「身の回り品として日常生活に必要なもの」とは、一般的に利用者の日常生活に最低限必要と考えられる物品(例えは、歯ブラシや化粧品等の個人用の日用品等)であって、利用者の希望を確認した上で提供されるものをいう。</p> <p>したがって、こうした物品を事業者又は施設がすべての利用者に対して一律に提供し、すべての利用者からその費用を画一的に徴収することは認められないものである。</p> <p>(2) 3の(2)に掲げる「教養娯楽等として日常生活に必要なもの」とは、例えば、事業者又は施設が障害福祉サービス等の提供の一環として実施するクラブ活動や行事における材料費、入浴に係る費用等が想定されるものであり、すべての利用者に一律に提供される教養娯楽に係る費用(共用の談話室等にあるテレビやカラオケ設備の使用料等)について、「その他の日常生活費」として徴収することは認められないものである。</p> <p>5 「その他の日常生活費」と区別されるべき費用の取扱い</p> <p>預り金の出納管理に係る費用については、「その他の日常生活費」とは区別されるべき費用である。預り金の出納管理に係る費用を利用者から徴収する場合には、</p> <p>(1) 責任者及び補助者が選定され、印鑑と通帳が別々に保管されていること、</p> <p>(2) 適切な管理が行われていることの確認が複数の者により常に行える体制で出納事務が行われること、</p> <p>(3) 利用者との保管依頼書(契約書)、個人別出納台帳等、必要な書類を備えていること</p> <p>等が満たされ、適正な出納管理が行われることが要件となる。</p> <p>また、利用者から出納管理に係る費用を徴収する場合にあって</p>	<p>(1) 3の(1)に掲げる「身の回り品として日常生活に必要なもの」とは、一般的に利用者の日常生活に最低限必要と考えられる物品(例えは、歯ブラシや化粧品等の個人用の日用品等)であって、利用者の希望を確認した上で提供されるものをいう。</p> <p>したがって、こうした物品を事業者又は施設がすべての利用者に対して一律に提供し、すべての利用者からその費用を画一的に徴収することは認められないものである。</p> <p>(2) 3の(2)に掲げる「教養娯楽等として日常生活に必要なもの」とは、例えば、事業者又は施設が障害福祉サービス等の提供の一環として実施するクラブ活動や行事における材料費、入浴に係る費用等が想定されるものであり、すべての利用者に一律に提供される教養娯楽に係る費用(共用の談話室等にあるテレビやカラオケ設備の使用料等)について、「その他の日常生活費」として徴収することは認められないものである。</p> <p>5 「その他の日常生活費」と区別されるべき費用の取扱い</p> <p>預り金の出納管理に係る費用については、「その他の日常生活費」とは区別されるべき費用である。預り金の出納管理に係る費用を利用者から徴収する場合には、</p> <p>(1) 責任者及び補助者が選定され、印鑑と通帳が別々に保管されていること、</p> <p>(2) 適切な管理が行われていることの確認が複数の者により常に行える体制で出納事務が行われること、</p> <p>(3) 利用者との保管依頼書(契約書)、個人別出納台帳等、必要な書類を備えていること</p> <p>等が満たされ、適正な出納管理が行われることが要件となる。</p> <p>また、利用者から出納管理に係る費用を徴収する場合にあって</p>
--	--

### 4

は、その積算根拠を明確にし、適切な額を定めることとし、例えば、預り金の額に対し、月当たり一定割合とするような取扱いは認められないものである。

預り金の出納管理に係る費用のほか、「その他の日常生活費」と区別されるべき費用としては、利用者個人の希望による嗜好品、贅沢品の購入に係る費用、障害者支援施設における入退所時の送迎に係る費用などが考えられる。

#### 6 利用者等に金銭の支払を求める場合の考え方

障害福祉サービス等の提供に要する費用として介護給付費等に含まれるものについては、利用者から徴収することはできない。介護給付費等の対象に含まれない費用については、利用者から金銭を徴収することが可能とされている。

また、利用者から金銭を徴収することができる場合は、当該金銭の使途が直接当該利用者の便益を向上させるものであって当該利用者に支払を求めることが適當であるものに限られるものである。金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに利用者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、利用者の同意を得なければならないものである。

#### 7 特定旧法指定施設における日常生活に要する費用の取扱いについて

特定旧法指定施設における指定旧法施設支援の提供に当たって、当該障害福祉サービス等に係る利用者負担額のほか、利用者から受け取ることが認められる費用の取扱いについては、障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(平成18年厚生労働省令第169号。以下「整備省令」という。)による廃止前の指定身体障害者更生施設等の設備及び

は、その積算根拠を明確にし、適切な額を定めることとし、例えば、預り金の額に対し、月当たり一定割合とするような取扱いは認められないものである。

預り金の出納管理に係る費用のほか、「その他の日常生活費」と区別されるべき費用としては、利用者個人の希望による嗜好品、贅沢品の購入に係る費用、障害者支援施設における入退所時の送迎に係る費用などが考えられる。

#### 6 利用者等に金銭の支払を求める場合の考え方

障害福祉サービス等の提供に要する費用として介護給付費等に含まれるものについては、利用者から徴収することはできない。介護給付費等の対象に含まれない費用については、利用者から金銭を徴収することが可能とされている。

また、利用者から金銭を徴収することができる場合は、当該金銭の使途が直接当該利用者の便益を向上させるものであって当該利用者に支払を求めることが適當であるものに限られるものである。金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに利用者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、利用者の同意を得なければならないものである。

運営に関する基準(平成14年厚生労働省令第79号)及び整備省令による廃止前の指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準(平成14年厚生労働省令第81号)において規定されているところであるが、その具体的な取扱いについては、上記1から6までの規定に準じた取扱いとすること。

## 別紙

兵庫県障害者支援課 障害施設担当 行き  
(FAX: 078-362-9040)

## 登録メールアドレス等変更届

連絡日：平成 年 月 日 事業所担当者名：

登録変更するサービス種別 (該当するものすべてに○)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・療養介護</li> <li>・生活介護</li> <li>・自立訓練</li> <li>・就労移行支援</li> <li>・就労継続支援</li> </ul>
事業所名	
事業所電話番号	
事業所番号 ※複数変更する場合は、該当番号をすべて記載してください。	
変更する事業所メールアドレス ※大文字と小文字がはっきり分かれるよう記載ください。 ※bと6、gと9等、紛らわしい字があるため、フリガナをつけてください	
変更する事業所電話番号	
変更する事業所 FAX 番号	

## 別紙

兵庫県障害者支援課 障害施設担当 行き  
(FAX: 078-362-9040)

## 登録メールアドレス等変更届

連絡日：平成 年 月 日 事業所担当者名：

登録変更するサービス種別 (該当するものすべてに○)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童発達支援センター</li> <li>・医療型児童発達支援</li> <li>・児童発達支援</li> <li>・放課後等デイサービス</li> <li>・保育所等訪問支援</li> </ul>
事業所名	
事業所電話番号	
事業所番号 ※複数変更する場合は、該当番号をすべて記載してください。	
変更する事業所メールアドレス ※大文字と小文字がはっきり分かれるよう記載ください。 ※bと6、gと9等、紛らわしい字があるため、フリガナをつけてください	
変更する事業所電話番号	
変更する事業所 FAX 番号	

【送信票不要】

兵庫県障害者支援課 障害施設担当あて (FAX 078-362-9040)

質問票

質問者	事業所・施設名	
	事業所所在地市町名	
	事業所番号	
	担当者名	
	連絡先	電話
		FAX
Eメール		
質問内容（具体的、詳細にお願いします。）		
備考（上記質問に対して、貴事業所での現在の取り扱いやお考えがあれば、記載願います。）		

## 『障害福祉サービス事業等の留意事項について』

### ■ 人員配置について

#### ○ 管理者

管理者は専ら当該事業所の管理業務に従事する。ただし、当該事業所の管理業務に支障がない場合は、他の職務との兼務が可能。（基準省令第51条）

管理者は事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行わなければならぬ。従業者に基準省令規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。（基準省令第66条）

管理者は、管理上支障がない場合に限り、他の事業所の管理者同士の兼務（原則2事業所まで）や、当該事業所の管理者とサービス管理責任者・直接支援職員との兼務を認めているが、管理上の支障の有無は個別に判断する必要があるため、事前に協議すること。

当該事業所の管理者と、異なる事業所の管理者以外の職種（サービス管理責任者や直接支援員、相談支援員等）との兼務については、原則認められない。（「たすき掛け」の禁止）

管理者は職務の性質上「常勤」が求められ、管理者が欠如した場合は、事業所運営ができないため、特に留意すること。

#### ○ サービス管理責任者

平成29年度より、資格要件が改正され、

- ・ 社会福祉士等の国家資格を有する者について、相談支援又は直接支援に関する実務経験が3年以上あることに加え、サービス管理責任者の資格要件に係る実務要件を緩和するため、「資格に係る業務に従事した期間」が5年以上あるという要件が3年以上に改められる。
- ・ サービス管理責任者となることができる要件中「直接支援の業務」の定義について、「日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務」が含まれることが明確にされる。

引き続き、実務経験に加え、相談支援従事者初任者研修と実施事業に係る分野のサービス管理責任者研修を修了することが必要。

新規指定又はやむを得ない事情（※）による欠如の場合は、実務経験を満たしていれば1年間、上記研修を受講することを条件として未修了者を配置できるが、やむを得ないかどうかの判断は個別に行うこととなる。

サービス管理責任者は原則「常勤専従」。

※例：急な傷病による緊急入院、事前申出のない突然の退職

### ■ 定員の遵守について

#### ○ 定員超過の減算について次のとおり規定されているが、減算にならないからといって、定員を超えて受け入れることを認めているのではない。

- ・直近3ヶ月間の利用者の延べ数 ÷ (利用定員 × 3ヶ月間の開所日数) > 定員 × 125%
- ・利用者数 > 定員 × 150%

- 利用定員は、利用者の数の上限をいうものである。（基準省令第89条第4号）
  - 災害その他のやむを得ない事情（※）がある場合以外は、定員を超えてサービスの提供を行ってはいけない。（基準省令第69条）
  - 減算が適用されない範囲内であっても、定員超過は指定基準違反であり、指導の対象になる。
  - 利用者のサービスの質の低下を招くことにもなるので、直ちに定員遵守を徹底するか、利用定員の増加の変更をし、必要な人員を配置すること。
- ※例：災害、虐待の場合のほか、他の指定事業所が急に運営できなくなったため、行き場がなくなった利用者を受入れなければならない場合など

#### ■ 多機能型事業所等の職員配置及び設備について

- 多機能型事業所において、複数の職務を兼務する職員については、サービス毎の人員配置を明確にし、職務ごとの勤務時間を記録すること。
- 訓練・作業室はサービスごとに設け、その場所を明確にすること。

#### ■ 利用者からの費用の徴収について

- 利用者から徴収する費用、特に「送迎加算」、「食事提供体制加算」など加算に関する費用は、運営規程に徴収する項目や事前同意等を明記すること。
- 徴収する項目は、お世話料、共益費といった使途が不明瞭なものではなく、食事材料費（食事提供体制加算に、該当・非該当の利用者それぞれの費用）、旅行等の交通費、日用品費など具体的に示すこと。また、事業所において徴収する費用の裏付けとなる契約書、明細書等を整理・管理すること。

#### ■ 食事提供体制加算について

- 適正な食事提供が行われていない場合、加算の対象とならない。過去に返還を求めた事案がある。
- 外部委託している場合であっても、事業所の最終責任のもと食事提供していることを理解し、事業所として加算要件の再確認を行うこと。

※加算の対象とならない例：

- ・事業所内で調理しているが、栄養士を配置せず保健所のアドバイスも受けていない等、適切な栄養管理が行われていない場合
- ・外部より食事を搬入する場合で、クックチル等定められた調理方式でない、又は運搬手段等について衛生上適切な処置がなされていない場合

#### ■ 送迎加算について

- 居宅以外の送迎場所については、事業所都合で決定することは認められない。
- 平成27年度より、居宅以外に、事業所の最寄り駅や集合場所との間の送迎も対象になったが、事前に利用者と合意のうえ、特定の場所を定めておく必要がある。その場合、利用者との合意内容を文書で作成し、保存すること。
- 利用者個々から運賃を求め、送迎の利用者と利用しない者との間に事業所提供的の役務又はサービスに差を設けるなど、送迎に係るコストが実質的に利用者の負担に帰すとみなされる場合には、送迎は障害福祉サービスとはみなされず、道路運送法上の手続きが必要。

(平成 18 年 9 月 29 日付け道路運送法における登録又は許可を要しない運送の態様について)

■ 事故発生時の対応について

- 事故発生時は家族等への連絡及び各関係市町への報告を行うこと。
- 「福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取組み指針」（平成 14 年 3 月 28 日福祉サービスにおける危機管理に関する検討会）を参考にすること。

## 『就労系障害福祉サービス事業の運営等に係る留意事項について』

### ■ 就労継続支援A型について

- 「通常の事業所に雇用されることが困難であるが、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して、雇用契約の締結による就労機会の提供や、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要訓練等を行うもの」であるが、A型事業の趣旨に反するだけでなく、自立支援給付費を給付する趣旨からも不適切な事例が依然として指摘されている。
- 平成29年4月からは、下記の事項を遵守し、就労継続支援A型事業所を運営すること。
  - ・ 生産活動に係る事業の収入から必要経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。
  - ・ 賃金を自立支援給付から支払うことは原則禁止。
  - ・ 利用者が長く働きたいと希望する場合には、その希望を踏まえた就労の機会の提供をしなければならない。
  - ・ 事業所は、貸借対照表や損益計算書、就Aのみの会計区分、生産活動の内容を各事業所のホームページに公表するよう努めること。(※ H30.4~からの先行実施。今後、別途通知依頼予定。)

※ 詳細は、今後、厚生労働省より通知。

- 事業所は、最低賃金を支払うことが可能な収益性の高い事業内容が求められ、利用者に対し当該事業内容を踏まえた仕事が確保されているかが問われる。  
平成18年10月2日社援発1002001号「就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて」(※ 県HP参照)の別紙「就労支援の事業の会計処理の基準」に基づき作成することとされている「就労支援事業別事業活動明細書」の収益と費用の比率等により、最低賃金を支払うことが可能な事業内容であるかどうかが判断される。
- 個別支援計画が画一的な内容となっている場合や、正当な理由もなく全ての利用者の労働時間を一律に短時間としている場合には、適切な個別支援計画の策定や利用者の意向等を踏まえた就労機会の提供が行われているとはいえない。  
事業者には、利用者の意向や適正、障害特性等を踏まえ、個々の利用者に適した作業内容や作業時間とすることにより、作業能率を向上させることが求められる。

※ A型事業所が適正な運営であるかどうかを示す資料等については、毎年のチェックリストに追加して、事業所より提出を依頼予定。(H29年度~)

※ 新規指定申請書等において、上記事項に沿った適正で具体的な事業内容及び運営内容であることが求められるのでご留意をお願いしたい。

- 運営規程には、次の事項を新たに定めなければならない。
  - ・ A型の内容(生産活動に係るもの~~を除く。~~)並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額。
  - ・ A型の内容(生産活動に係るもの~~を限る。~~)並びに利用者の労働時間、賃金及び工賃。

- 平成29年4月より、県は、障害福祉計画上の必要サービス量が確保できている場合、新たに就労継続支援A型事業所の指定をしないことが可能となる。
- 『特定求職者開発雇用助成金』については、平成28年12月に厚生労働省から各都道府県労働局に通知されているところである。※別添参照

#### ■就労継続支援B型について

- 全国で約1割の事業所で平均工賃が5千円を下回っている。中には、運営基準で定める工賃の最低水準である3千円を下回っている事業所もある。運営基準を遵守していないため速やかな改善が求められる。なお、改善の見込みがない場合には、地域活動支援センターの移行等の対応が必要となるので、留意頂きたい。
- 平成29年度までの工賃向上計画を作成していない場合、指定の日から起算して6ヶ月以内に作成し、届け出る必要がある。

#### ■農地を取得して農業を実施する場合について

- 事業所とは離れた場所に農地を取得して農業を実施する場合、当該農地は、従たる事業所または出張所という取扱いとなる。利用者の休憩場所やトイレ等が必要となるが、利用者の支援に支障がない場合には、基準に定める設備の全部または一部を設けないこととしても差し支えないとされている。

#### ■施設外就労、施設外支援について

- 事業所の運営規程に規定する事業の内容等については、事業計画書の記載内容と整合する必要がある。
- 施設外就労、施設外支援を実施するには、運営規程に位置付けられている必要がある。
- 施設外就労を実施するには、請負契約が行われている必要があるので、指定又は変更時に添付書類として契約書写しを提出すること。また、同一法人間では業務委託契約を結ぶことができないため、対象にならない。
- 事業所は、施設外就労に従事できない又は希望しない利用者に配慮のうえ、サービスの提供を行うこと。

#### ■就労支援事業会計について

- 就労支援事業（就労移行、継続支援A型、B型）は、就労支援事業収入から就労支援事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならないものとしている。
- 兵庫県HP『障害福祉サービス（日中・施設入所）の指定申請等に関する手続き』の「2 指定障害福祉サービス事業（日中活動サービス）、の指定基準等」の（就労系に関する留意事項）に「就労支援の事業会計処理の基準」他、資料掲示を行っているので、確認すること。

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf10/syogaisisetsu/kyuufuhiseikyuu.html>

## ■目標工賃達成加算について

- 目標工賃達成加算は、「前年度の工賃実績が前々年度の工賃実績を超えること」が要件となっており、事業開始年度の翌々年度からでないと当該加算は算定できない。  
また、目標工賃達成加算及び目標工賃達成指導員配置加算では、工賃向上計画の作成が要件となっており、未作成の事業所は加算の対象とならない。
- 前年度実績等により4月から変更が生じる場合で、4月から新規に加算を適用する又は加算単位が増える場合には、平成29年4月14日（金）までに県民局（センター）監査指導担当課等への加算届の提出が必要となる。

※ 別添「目標工賃達成加算の概要について」を参照。

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf10/shuroushien/kojyokeikaku.html>

## ■その他

以下の資料を添付する。

- ・厚生労働省主管課長会議資料（一部抜粋）
- ・改正省令案
- ・改正省令案パブリックコメント結果

## 平成28年度 工賃（賃金）実績報告 &lt;就労継続支援（B型）&gt;

## &lt;事業者情報&gt;

事業所番号 :	
事業所名 :	
運営法人名 :	
工賃支給単位 :	

サービス種類 : 就労継続支援B型
担当者名 :
電子メール :

## 1 工賃実績額

H27年度			H28年度		
時給	日額	月額	時給	日額	月額

## 2 目標工賃額

H28年度			H29年度		
時給	日額	月額	時給	日額	月額

## 3 時給額の平均工賃

対象者数(延人時) (総就労時間数)	対象者数(延人月)	時給額工賃総額 (③／①)	平均時給額 (③／④)
⑤	⑥	⑦	⑧
0	0	0	0

## 6 【時給換算】工賃実績額

(③+⑧+⑬) /(①+⑦+⑫)
0

## 4 日給者の平均工賃

対象者数(延人日)	対象者数(延人月)	総就労時間数	日額工賃総額	平均日給額 (⑧／⑤)	時給換算額 (⑧／⑩)
⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
0	0	0	0	0	

## 5 月額者の平均工賃

対象者数(延人月)	総就労時間数	月額工賃総額	平均月額	時給換算額 (⑪／⑫)
⑪	⑫	⑬	⑭	⑮
0	0	0	0	

## 9 兵庫県平均工賃額

H28年度(暫定値)	
(月額)	(時給額)
11,452	174

## 目標工賃達成加算の概要について

H28. 4. 1

### 1 当該加算についての概要

就労継続支援（B型）事業所における目標工賃達成加算とは、前年度の工賃実績において事業所が以下の規定の額以上支給等した場合に、日額あたりの加算を行うものである。

種類	目標工賃達成加算(Ⅰ)	目標工賃達成加算(Ⅱ)	目標工賃達成加算(Ⅲ)
加算の要件	① 前年度の工賃実績が各都道府県最低賃金の2分の1（円未満四捨五入）以上	① 前年度の工賃実績が各都道府県最低賃金の3分の1（円未満四捨五入）以上	① 前年度の工賃実績が、前年度の各都道府県の施設種別平均工賃以上
	② 前年度の工賃実績が、事業所において策定した「工賃向上計画」に定める目標工賃以上であること。	② 前年度の工賃実績が、事業所において策定した「工賃向上計画」に定める目標工賃以上であること。	② 「工賃向上計画」を策定しており、目標工賃達成に向けた業務、作業内容の見直しなど「工賃向上計画」に基づく取組を実施していること。
	③ 「工賃向上計画」を策定しており、目標工賃達成に向けた業務、作業内容の見直しなど「工賃向上計画」に基づく取組を実施していること。	③ 「工賃向上計画」を策定しており、目標工賃達成に向けた業務、作業内容の見直しなど「工賃向上計画」に基づく取組を実施していること。	③ 原則として、前年度の工賃実績が前々年度の工賃実績以上であること（経済状況等により低下する場合を除く。2-⑥参照）
	④ 原則として、前年度の工賃実績が前々年度の工賃実績以上であること（経済状況等により低下する場合を除く。2-⑥参照）	④ 原則として、前年度の工賃実績が前々年度の工賃実績以上であること（経済状況等により低下する場合を除く。2-⑥参照）	
①～④全て満たしていること		①～④全て満たしていること	①～③全て満たしていること

### 2 その他留意点

- ① 目標工賃は、時間当たりの工賃、1日当たりの工賃又は1月当たりの工賃の中から実際の工賃支払に応じ選択すること。
- ② 目標工賃については、目標工賃達成加算の要件を満たさない額でも設定できる。
- ③ 工賃実績報告の提出の際には、目標工賃を設定する前年度の工賃の平均額を、目標工賃の設定に合わせた工賃の支払い体系（時間当たりの工賃、1日当たりの工賃又は1月当たりの工賃）で報告すること。
- ④ 前年度の施設種別平均工賃（目標工賃達成加算Ⅲの算定要件①）の算定要件に当たっては、都道府県内の工賃実績が上位25%の事業所及び下位25%の事業所を除いて算出するものとする。
- ⑤ 前年度の年度途中に就労移行支援事業所等から就労継続支援B型事業所へ移行した場合、前年度の当初において該当する施設種別での工賃実績と移行後の工賃実績を合算して算出し、施設種別平均工賃と比較すること。
- ⑥ 原則として、前年度の工賃実績が前々年度の工賃実績以上であることとなっているが、やむを得ないと認められる場合はこの規定を適用しない。
  - ・全体の8割の就労継続支援B型事業所において工賃実績が低下した場合
  - ・原材料費等の高騰により、年間の直接経費に著しい変動があった場合
  - ・前々年度が特別な事情により前々年度の工賃実績が大幅に増加した場合

職業企画第1号  
平成28年12月5日

各都道府県労働局職業安定部長 殿

厚生労働省職業安定局雇用開発部  
雇用開発企画課長  
(公印省略)

### 就労継続支援A型事業に対する特定求職者雇用開発助成金の取扱いについて

障害者総合支援法に基づく就労継続支援A型事業を実施する事業所（以下「A型事業所」という。）に対する特定求職者雇用開発助成金（以下「特開金」という。）の取扱いについては、A型事業所による障害者の雇入れが特開金の趣旨に合致するものであるか否かによって個別に判断することを原則としつつも、暫定支給決定（障害者本人にとって該事業の利用が適切か否かの客観的な判断を行うための期間を設定した支給決定をいう。以下同じ。）を経た障害者を雇入れる場合は、支給対象外としてきたところである。

この取扱いについて、今般、下記のとおり見直すこととするので、その適正な運用を図られたい。

#### 記

#### 1 今般の見直しの背景

(1) 会計検査院による指摘（平成26年度決算検査報告）

特開金は、単に就職が特に困難な者（以下、「就職困難者」という。）の雇い入れの促進のみを目的とするではなく、それらの者が継続的な雇用機会を確保できるようになりますことを目的としている。

しかしながら、会計検査院が特開金の支給対象となつた障害者について、その離職状況等について調査したところ、「雇入れ後3年末満で早期に離職している者の割合が42.1%となっており、支給対象障害者の多くが早期離職しており、その雇用の安定が十分に図られていない状況が見受けられる」として、平成26年度決算検査報告において、特開金の支給が「障害者の雇用の安定に資するものとなるよう、「労働局等に対して、障害者の就労・離職状況や具体的な離職理由等の把握及び調査を行なうよう指導するとともに、貴省本省において、障害者の離職の実態等を踏まえて障害者の雇用に関する事業主に対する助成の効果の検証を行うこと」という意見の表示を受けた。

特開金について、就職困難者の継続的な雇用機会を確保できるようにするという

制度趣旨に沿った運用を図るべきことについては、厚生労働省としても会計検査院の指摘がある前から、特開金に離職割合要件を設ける方向で検討してきたところであり、平成27年10月よりこの要件を施行したことであるが、仮にこの要件によつても特開金をその制度趣旨に沿つて運用することが困難であることが明らかとなつた場合には、必要に応じてこの離職割合要件の更なる見直しをすることも必要と考えられるところである。

#### (2) 地方分権改革に関する提案による見直し要請

一般就労が困難な障害者と雇用関係を結んで、A型事業所が利用者として受け入れる場合、原則として暫定支給決定を行うこととされているが、例外的に暫定支給決定が行われた障害者についてには特開金の支給対象とならず、例外的に暫定支給決定が行われなかつた場合でその他の要件を満たす場合のみ特開金の支給対象としていたことから、結果として暫定支給決定の有無により特開金の支給が左右されることとなつた。

このため、市町村における暫定支給決定に係る実務に混乱が生じているものとして、「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」（平成26年4月30日地方分権改革推進本部決定）に基づく「地方分権改革に関する提案募集」（平成28年）において、一部の市町村等より、暫定支給決定の基準の明確化とあわせて、特開金の支給基準の見直しを求める提案があつたところである。

#### (3) A型事業所の事業目的とその雇用の実態

そもそもA型事業所は、公費から障害福祉サービス費（訓練等給付費）を受けながら、一般就労が困難な障害者に対して雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他必要な支援を提供する、いわば公的な支擇を受けながら障害者を雇用すること自体を本来業務とした事業体であつて、一般企業に比べて障害者の雇い入れとその継続的な雇用に關して高水準の知見を有するべき雇用者である。このためA型事業所について、障害者の雇用に関して高い水準の定着率及び能力が高まつた者について一般就労への移行支援が求められる。

しかしながら、厚生労働省から自治体に対して通知された平成27年9月8日付障害金0008第1号「指定就労継続支援A型における適正な事業運営に向けた指導について」（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）において、不適切な事業運営の事例の一つとして、A型事業所が、特開金の支給対象となる利用者に対し、利用開始の一定期間経過後に、本人の意向等にいかわらず事業所を不正に退所させている事例をあげている。利用者の退所時期が特開金の支給終了とあわせて退所させていると考えられる場合には、正当な理由なく、特開金の支給終了といえなき旨が注記されている。

さらに、今般当課において、特開金の支給決定を受けた者のうち障害者の離職大

況について調査したところ、一般就労に移行することにより離職した者を考慮したとしても、A型事業所における離職率が通常の事業所の離職率よりも高い状況が明らかとなり、A型事業所については、特開金の支給要件について、その事業目的等に対応した適切な措置をとることが求められる状況となっている。

## 平成27年度工賃（賃金）の実績について

### 1. 調査の概要

#### (1) 調査の目的

障害者の経済的自立のため、工賃水準の引き上げに向けた支援を行った「工賃倍増5ヵ年計画（平成19年度～平成23年度）」、また、平成24年度以降実施している「工賃向上計画（平成24年度～）」の効果を検証するとともに、就労継続支援事業所の利用者の工賃（賃金）の現状を把握することを目的とする。

#### (2) 調査対象施設

就労継続支援B型事業所、就労継続支援A型事業所

#### (3) 回数状況

13,065事業所

#### (4) 工賃（賃金）の範囲

工賃、賃金、給与、手当、賞与その他名称を問わず、事業者が利用者に支払うすべてのもの

### 2 A型事業所への特開金の取扱いの見直しについて

上記1)によりA型事業所への特開金の取扱いについて下記のとおり見直しを行う。

#### (1) 暫定支給決定を受けた障害者を雇い入れる場合の取扱いの見直し

A型事業所に係る暫定支給決定の対象となつた障害者のうち、雇入れ当初に締結した雇用契約において、「継続して雇用することが確実」であることが明確である者に限り、特開金の支給対象とする。

(注1：継続して雇用することが確実」とは、対象労働者の年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ該雇用期間が満額で2年以上あることをいう。要領0201イ参照)

具体的には、雇入れられた当初に締結した雇用契約において、暫定支給決定期間の終了後に本支給決定を受けたか否かにかかわらず、その雇用期間を以下のいずれかとするものであって、その旨が雇用契約書や労働条件通知書等で明確に記されている場合をいう。

#### ①期間の定めのない雇用であること

②有期雇用契約であっても、契約が自動的に更新されるものであるか又は本人による契約更新の意思表示があれば更新されるものであること

(注2：労働契約法第18条により、有期労働契約が通算で5年を超えて繰り返し更新された場合は、労働者の申し込みにより無期労働契約に延長することができる。)

なお、上記雇用契約は、雇入れ当初に締結されることが必要であり、暫定支給決定期間の終了後に締結された場合は、該当しない。

#### (2) 離職割合要件の見直し

平成27年10月から全ての事業所について、過去に特開金を利用して雇い入れた者の離職率が50%を超える場合には不支給とする離職割合要件を設定しているが、A型事業所についてはその割合を25%とする。

### 3 施行について

- 1 本件取扱いは、平成29年5月1日以降に雇い入れられた者に対し適用する。
- 2 平成19年4月2日付け障障発第0402001号「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」においては、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課において改正予定であるため、おつて通知する。

施設種別	平均工賃（賃金）		施設数 (箇所)	時間額 月額	時間額 月額
	月額	時間額			
就労継続支援 B型事業所 (対前年比)	15,033円 (101.3%)	193円 (103.2%)	9,910	14,838円	187円
就労継続支援 A型事業所 (対前年比)	67,795円 (102.1%)	769円 (102.0%)	3,155	66,412円	754円

### ○ 平成18年度と平成27年度の比較

対象事業所	平均工賃（賃金）	平均工賃（賃金）(増減率)
工賃向上計画の対象施設 <sup>(※)</sup> の平均工賃	(平成18年度) 12,222円 → 15,033円 (↑22.9%)	(平成18年度) (平成27年度)
※ 平成18年度は就労継続支援B型事業所、入所・通所受託施設、小規模通所受託施設	就労継続支援B型事業所（平成27年度未時点）で、 平成18年度から継続して工賃倍増5ヵ年計画・工賃向上計画の対象となっている施設の平均工賃	(平成18年度) (平成27年度)

# 就労継続支援A型事業 を実施する事業主の方へ

## 平成29年5月1日以降、対象労働者を雇い入れる場合に対する 支給要件を変更します。

「特定求職者雇用開発助成金」（以下「本助成金」といいます。）は、平成29年5月1日から、下の2点について支給要件の一部を変更します。今後ご利用をお考えの事業主の皆さまは、ご留意ください。

### 1. 暫定支給決定の取扱い

#### ▶ 変更点：「暫定支給決定を受けた障害者を雇い入れる場合」の本助成金の適用



暫定支給決定の有無に関わらず、本助成金の支給対象となる場合の条件

##### ● 雇い入れ時点で「継続して雇用することが確実である」と認められること（※）

（※）具体的には、雇い入れられた当初に締結した雇用契約書等に、下の①②のいずれかが明示されている場合をいいます。

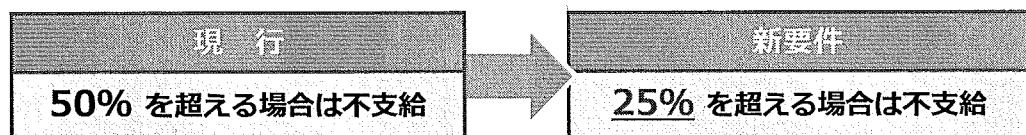
- ① 期間の定めのない雇用であること
- ② 有期雇用契約であっても、契約が自動的に更新されるものであるか、本人による契約更新の意思表示があれば、更新されるものであること

#### ▶ 変更の経緯

○ 暫定支給決定期間があった場合、従来は、雇い入れ当初より「継続して雇用することが確実である」とは認められないとして、本助成金は支給対象外としてきたが、今般、事業主と労働者の実際の雇用契約の内容に応じて支給の可否を決定することとした。

### 2. 離職割合要件の取扱い

#### ▶ 変更点：就労継続支援A型事業所に対して適用する「離職割合要件」



※ 通常の事業所については、従来どおり50%を適用。

#### ▶ 変更の経緯

○ 本助成金は、障害者など就職が特に困難な方の雇用機会の増大及び雇用の安定を図るために、それの方を雇い入れる事業主に対して賃金の一部を助成するもの。

○ しかしながら、本助成金を受給した事業所の中には、労働者の職場定着に対する事業主による措置が十分でないなどのために対象労働者が助成金の支給中または支給終了後に離職してしまう場合が見受けられるため、平成27年10月から「過去に本助成金を活用して雇い入れた労働者の離職割合が50%を超える場合には不支給とする」離職割合要件を設けている。

○ 就労継続支援A型事業所は、障害者の雇用を専門的に行う事業所であり、一般企業以上に障害者の職場定着について必要な措置をとることが期待されているが、この措置が不十分である事例が一部で確認されている。実際、本助成金の支給対象となった障害者の離職状況について調査したところ、通常の事業所より就労継続支援A型事業所の方が離職率が高い状況にあり、その是正を図ることが求められている。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL281227雇企01

## 9 障害者の就労支援の推進について

### (1) 障害者の就労への移行の促進について

#### ① 就労移行支援による就労への移行の促進について

就労移行支援については、平成24年度障害福祉サービス等報酬改定において、一般就労への移行後の就労定着実績がない事業所に対する評価の適正化を図るため、就労定着者（一般就労移行後に6ヵ月以上雇用されている者）が過去3年間または過去4年間いない場合、報酬の減算を行うこととしたところである。

減算の仕組み導入後においても、一般就労への移行率が0%の事業所は3割強で推移していた。【関連資料1】こうした状況を踏まえ、平成27年度障害福祉サービス等報酬改定において、一般就労への移行後の就労定着実績がない事業所に対する報酬の減算割合を強化するとともに、過去2年間に一般就労への移行実績がない事業所に対しても報酬の減算を行うこととしたところであり、平成28年10月においては、173事業所(5.4%)が一般就労への移行実績がない事業所定着実績がない場合の減算の対象となっている。

就労移行支援は、就労を希望する障害者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる障害者に対し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、障害者の適性に応じた職場の開拓、就職後ににおける職場への定着のために必要な支援を提供するものであり、利用者の一般就労への移行を実現することを趣旨とするサービスである。

こうした趣旨があるにもかかわらず、3割弱の事業所において1年間で1人も一般就労に移行させることができない状況（平成28年4月時点）である。

各都道府県等におかれでは、一般就労への移行実績がない事業所や就労定着者（一般就労への移行後、就労した企業等に連続して6ヵ月以上雇用されている者）の実績が数年間に渡つてゼロである事業所に關しては、就労移行支援の趣旨に沿つたサービス提供が行われていないと考えられるところから、引き続き、重点的に指導を実施するようお願いする。

#### ② 就労継続支援A型について

##### (ア) 就労継続支援A型の運用の見直しについて

就労継続支援A型事業は、通常の事業所に雇用されることが困難であるが、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して、雇用契約の締結による就労機会の提供や、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うものである。このため、就労継続支援A型事業者は、最低賃金の支払いや等の労働関係法令を遵守した上で、利用者に対し、必

要な支援を行うことが求められる。

- ・ しかしながら、就労継続支援A型によつては、本来の利用者である障害者の利用を正当な理由なく短時間に限り、健常者である従業員（基準省令によるところの「利用者及び従業者以外の者」）がフルタイムで就労している事例
- ・ 利用者も就労継続支援A型事業の従業者も短時間の利用とするこにより、浮いた自立支援給付費を実質的に利用者である障害者の資金に充當している事例
- ・ 正当な理由なく利用者の意に反して労働時間を短く抑える、あるいは就労機会の提供にあたつて収益の上がらない仕事しか提供しない事例
- ・ など、本来の就労継続支援A型事業の趣旨に反するだけでなく、自立支援給付費を給付する趣旨からも不適切である事例が見られたことから、これまでも報酬改定等において、事業運営の適正化を図ってきたところである。

（参考：これまでの対応）

時期	対応内容
平成24年10月	利用者のうち短時間利用者の占める割合が多い場合の減算（90%、75%）措置の創設（平成24年度報酬改定）
平成27年9月	指定就労継続支援A型における適正な事業運営に向けた指導について（課長通知）           ①暫定支給決定の適正な運用の依頼           ②不適切な事業運営の事例を示すとともに、指導ポイントの明示 (不適切な事例)           ・収益の上がらない仕事しか提供せず、生産活動による収益だけでは最低賃金を支払うことが困難           ・全ての利用者の労働時間を作一律に短時間           ・一定期間経過後に事業所を退所させている
平成27年10月	短時間利用減算の仕組みを利用者割合から平均利強化（平成27年度報酬改定） 就労移行支援及び就労継続支援（A型・B型）における適切なサービス提供の推進について（課長通知）           ①暫定支給決定を要しない場合の基準を明確化及び市町村間で差が出ないように都道府県の関与の依頼
平成28年3月	

②不適切な事例に対し再度指導後の改善見込みがない場合の勧告、命令等の措置を講ずることを依頼

こうした取組を行ってきたが、正当な理由なく利用者の意に反して労働時間を短く抑える、あるいは就労機会の提供があたって収益の上がらない仕事しか提供しない等といった運営を行っている事業所の存在が、以前として、指摘されていることから、平成29年4月から就労継続支援A型については、指定基準等に関する事例の収入から必要経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。

- 生産活動に係る事業の収入から必要経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。  
賃金を自立支援給付から支払うことを原則禁止  
利用者が長く働きたいと希望する場合には、その希望を踏まえた就労の機会の提供をしなければならない。
- 就労者を含む幅広い関係者の意見を反映し策定される障害福祉計画上の必要サービス量が確保できている場合、自治体は新たに就労継続支援A型事業所の指定をしないことを可能にするなどを目指す。事業運営の更なる適正化を図ることとしているので、当該指定基準等に沿った指導等をお願いしたい。
- 生産活動に係る事業の収入や必要経費に計上できる勘定科目、生産活動に係る事業の収入から必要経費を控除した額から、利用者の賃金が支払うことができない場合の具体的な取扱等に関しては、指定基準の解釈通知でお示ししていく。

(イ) 就労継続支援A型の新規指定時の取扱いについて

就労継続支援A型の新規指定時には、法施行規則に掲げる事項を記載した申請書類を提出させることとなつていて、就労の機会の提供にあたって収益の上がらない仕事しか提供しない事例も指摘されていることから、自立支援給付費や特定求職者雇用開発助成金を充てなくとも最低賃金が支払える事業計画となつていて、指定後半年程度をめどに実地指導を実施し事業計画に沿った生活活動の内容等になつてゐるのか確認するようお願いしたい。なお、具体的な取扱いについては、今後、課長通知にて依頼する予定である。

(ウ) 情報公表制度の先行実施について

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」(平成28年法律第65号)により、サービス提供者の情報公表制度が創設され、平成30年4月から施行さ

れる。就労継続支援A型事業所については、利用者が就労継続支援A型で収益の上がりにくい働きがいいのない仕事しか提供されないが、最低賃金が保障されるため、利用しているという事例も報告されている。しかしながら、このような事業所を利用した結果、障害の状況が悪化し在宅に戻つているといったことも指摘されていることから、事業所に対して、対照表や損益計算書、就労継続支援A型のみの会計区分、生産活動の内容を事業所のホームページに公表するよう促していただきたい。なお、当該取扱いについては、今後、課長通知にて依頼する予定である。

(エ) 特定求職者開発雇用助成金について

就労継続支援A型事業所に対する特定求職者雇用開発助成金（以下「特開金」という。）の取扱いについては、就労継続支援A型事業所による障害者の雇入れが特開金の趣旨に合致するものであるか否かによって個別に判断することを原則としつつも、暫定支給決定（障害者本人にとつて当該事業の利用が適切か否かの客観的な判断を行うための期間を設定した支給決定をいう。）を経た障害者雇い入れる場合は、支給対象外としてきたところである。

今般、市町村における暫定支給決定に係る実務に混亂が生じているものとして、「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」（平成26年4月30日地方分権改革推進本部決定）に基づく「地方分権改革に関する提案募集」（平成28年）において、一部の市町村等により、暫定支給決定の基準の明確化とあわせて、特開金の支給基準の見直しを求める提案があつたところであり、平成28年12月に

○ A型事業所に係る暫定支給決定の対象となつた障害者のうち、雇入れ当初に締結した雇用契約において、「継続して雇用することが確実」であることが明確である者に限り、特開金の支給対象とする  
○ 平成27年10月から全ての事業所について、過去に特開金を利用する離職割合を設定しているが、A型事業所についてはその割合を25%とする

という見直しが行われることが、各都道府県労働局に通知され、平成29年5月1日以降の暫定支給決定が行われた利用者についても当該助成金の対象となることとなつた。【関連資料2】  
なお、就労継続支援A型事業所の利用にあたり、原則として暫定支給決定を行うことについては、引き続き、管内市町村及び事業所等に対し周知徹底をお願いしたい。

また、平成19年4月2日付け障害発第0402001号「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」については、改正予定であるため、おつて通知する。

### ③ 平成 27 年度の工賃実績について

平成 27 年度における就労継続支援 B 型事業所利用者の全国の平均工賃月額は 15,033 円、対前年度比 195 円増（1.3% 増）となっているところである。

また、平成 18 年度からは 2,811 円増（22.9% 増）となっているが、平成 18 年度から継続して工賃倍増 5 カ年計画、工賃向上計画を作成し工賃向上に取り組んでいる事業所については、平成 27 年度の平均工賃が 16,598 円（平成 18 年度 12,542 円）と、4,056 円増（32.3% 増）となつており、

【関連資料 3】

各事業所や各地方自治体のご尽力により、就労継続支援 B 型事業所利用者の平均工賃は着実に増加してきているが、約 1 割の事業所で平均工賃が 5 千円を下回っており、その中には、運営基準でもある。このような事業所については、運営基準を遵守していないことが明確であることから、重点的に指導をお願いしたい。また、指導後も改善の見込みがない場合には、地域活動支援センターへの移行や、法に基づいた勧告、命令等の措置を講ずることが必要となる。【関連資料 4】

### ④ 就労継続支援 B 型の利用に係るアセスメントの取扱いについて

（ア）平成 27 年度における就労アセスメントの実施状況について

平成 27 年度から、特別支援学校卒業生等が就労継続支援 B 型を利用する場合、原則として、就労移行支援事業所等によるアセスメントを受けることとしており、平成 28 年 4 月に全自治体にて実施した調査結果によれば、65% の自治体において実施され、26% の自治体では対象者がいなかつたという結果になっている。また、アセスメントの実施後、73% の者が就労継続支援 B 型、10% の者が就労移行支援の利用につながっている。

一方、8 % の自治体では未実施であり、理由として体制未整備との回答が多かったことから、アセスメント実施体制の構築を引き続きお願いしたい。【関連資料 5】

### （イ）就労アセスメントの実施時期の見直しについて

当該アセスメントは、約 6 割の特別支援学校卒業生が卒業後に障害福祉サービスの利用に至っていること、就労継続支援 B 型事業所から一般就労へ移行する利用者が 2 % にも満たないことといった現状を踏まえ、一般就労への移行の可能性も視野に入れた就労継続支援 B 型の利用など、長期的な就労面に関するニーズを把握するために実施するものである。しかしながら、障害者のこうした可能性を考慮せず、就労継続支援 B

型の利用を前提とした形式的なアセスメントを実施している事例など、アセスメントの趣旨が理解されないと取扱いがみられるところである。

調査結果によれば、アセスメントの対象者の約 7 割は特別支援学校在学者であり、そのうち約 9 割が知的障害のある者となっているが、形式的な理由としては、卒業年次に実施し、既に就労継続支援 B 型の利用が決まっている等が上げられている。

アセスメントを実施するに当たっては、課題の早期把握や進路の検討等のため、自治体による実施するには卒業年の前年の年次に実施し、卒業年次には実際に想定する進路を念頭に置き実習を実施し、適切な進路選択に効果を上げているところもあり、各自治体におかれましては、形式にならぬよう、卒業年次の前の年次（高等部 1 ~ 2 年次）に実施することを推進していただきたい。

### （ウ）アセスメント実施機関の拡大について

現在、就労アセスメント実施機関は、就労移行支援事業所及び障害者就業・生活支援センターととしているところであるが、アセスメントを必要とする対象者が多い自治体があること、就労移行支援事業所や障害者就業・生活支援センターが少ない障害保健福祉圏域もあることから、来年度から実施機関の拡大を図ることとし、自治体が認める就労支援機関（自治体設置の障害者就労支援センター等や一般就労を支援する障害者職業能力開発助成金による能力開発訓練事業を行う機関）において、就労アセスメントを行える体制が整っている場合は、就労アセスメント実施機関とすることができることがありますので、実施機関の拡大が必要な場合は、当該機関に就労アセスメントの趣旨を依頼し、実施が可能となるよう調整をお願いしたい。

また、特別支援学校高等部在学中に、一般企業や就労移行支援事業所における実習が行われ、本人、保護者、自治体や相談支援事業所にアセスメント結果が提供された場合、アセスメントを受けたことのみなすことができるところで、特別支援学校、相談支援事業所、就労移行支援事業所等関係機関と連携を引き続きお願いしたい（いざれも Q & A の改正を予定）。

- ⑤ 在宅において就労移行支援を利用する場合の取扱いについて
- ICT を活用して在宅勤務するテレワークが普及ってきており、テレワークの活用は、障害者の就労の可能性を広げる選択肢の 1 つとなりうるものであることから、今般、在宅での就労に向けた支援や、様々な要因により通所による利用が困難な障害者に対する一般就労に向けた支援を行っていくため、平成 27 年度から就労移行支援においても在宅による利用を認めているところである。

自治体によっては以下のような場合においても、在宅での就労移行支援の利用を認め、在宅雇用につながる事例もあるので、一億総活躍社会の実現のためにも、柔軟な対応をお願いしたい。

(通所の困難性があるとして在宅での利用を支給決定した事例)

就労先を求める何度もハローワークを訪れ、就労受け入れ可能なところを探したが、車いす使用のため、通勤可能な場所での受け入れ企業を見つからず就労をあきらめかけていたが、在宅で就労が出来る事を知り、本人の強い就労意欲もあり在宅での就労移行支援の利用が認められた。居住地の通勤圏内において、障害者枠での求人を探したが求人企業がなく、在宅での就労移行支援を行っている事業所へ相談。当事業所において管轄内のハローワークで求人企業を検索したがやはりなし。しかしながら、当事者の就労意欲やご家族の就労についての願いが強かったため、通勤圏外企業への在宅雇用の可能性を市町村担当者へ状況説明した結果、在宅での就労移行支援の利用が認められた

(参考URL：在宅における就労移行支援事業ハンドブック)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku/jouhou-12200000-Shakaiengokyokushouhaisenkenshibus/0000084414.pdf>

⑥ 休職期間中の就労系福祉サービスの利用について

一般就労移行後に休職した障害者等の就労系障害福祉サービスの利用については、現在、自治体によって判断が異なっているところであるが、地域における就労支援機関や医療機関等による支援の実施が困難であり、障害者、企業、主治医が復職が適当と判断している場合、休職期間中の障害者にとって、より効果的かつ確実に復職につなげることが可能と判断すれば、復職を支援する仕組みとして支給決定しても差し支えないことを検討しております、別途通知する予定である。

(2) 障害者の就労支援に関する予算について

障害者の就労支援に係る予算事業（工賃向上計画支援事業、障害者就業・生活支援センター事業、就労移行等連携調整事業）については、平成28年度までは障害者総合支援事業費補助金として実施していたが、平成29年度からは地域生活支援事業費等補助金のうち、国として促進すべき事業として「地域生活支援促進事業」に位置づけた上で実施することとなる。なお、平成29年度における工賃向上計画支援事業の特別事業として実施する事業は以下の①から③となるのでご留意いただきたい。【関連資料6】

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（抄）（平成十八年厚生労働省令第十九号）

（傍縁の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（法第三十六条第一項に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービス）</p> <p>第三十四条の二十一 法第三十六条第一項に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービス（第三十四条の二十一において「特定障害福祉サービス」といふ。）は、生活介護、就労継続支援A型及び就労継続支援B型とする。</p> <p>（指定障害福祉サービス事業者の指定の変更の申請）</p> <p>第三十四条の二十二 法第三十七条第一項の規定に基づき指定障害福祉サービス事業者（特定障害福祉サービスに係るやうに限る。以下この条において同じ。）の指定の変更を受けようとする者は、次の各号に掲げる指定障害福祉サービス事業者が行う特定障害福祉サービスの種類に応じて、当該各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該変更の申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならぬ。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 就労継続支援A型 第三十四条の十七第一号、第二号、第五号、第十号及び第十五号に掲げる事項並びに利用定員</p>	<p>（法第三十六条第一項に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービス）</p> <p>第三十四条の二十一 法第三十六条第一項に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービス（第三十四条の二十一において「特定障害福祉サービス」といふ。）は、生活介護及び就労継続支援B型とする。</p> <p>（指定障害福祉サービス事業者の指定の変更の申請）</p> <p>第三十四条の二十二 法第三十七条第一項の規定に基づき指定障害福祉サービス事業者（特定障害福祉サービスに係るやうに限る。以下この条において同じ。）の指定の変更を受けようとする者は、次の各号に掲げる指定障害福祉サービス事業者が行う特定障害福祉サービスの種類に応じて、当該各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該変更の申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 （新設）</p>

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則等の一部を改正する省令案 新旧对照表

#### 目 次

○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（抄）（平成十八年厚生労働省令第十九号）（第一条関係）	1
○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（抄）（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）（第二条関係）	3
○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（抄）（平成十八年厚生労働省令第百七十四号）	8

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（抄）（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）

（傍線の部分は改正部分）

改	正	案	現	行
2   第百九十九条（就労） （略）	2   第百九十九条（就労） （略）	3   指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなければならない。	2   第百九十九条（就労） （略） （新設）	3   指定就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、前項の規定による利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。 4   第二項の規定により雇用契約を締結していない利用者それに対しては支払われる一月あたりの工賃の平均額は、三千円を下回つてはならない。
3   第百九十九条（賃金及び工賃） （略）	3   第百九十九条（賃金及び工賃） （略）	4   第二項の規定により雇用契約を締結していない利用者それに対しては支払われる一月あたりの工賃の平均額は、三千円を下回つてはならない。	4   第百九十九条（賃金及び工賃） （略） （新設）	5   第二項の規定により雇用契約を締結していない利用者それに対しては支払われる一月あたりの工賃の平均額は、三千円を下回つてはならない。
4   第二項の規定により雇用契約を締結していない利用者それに対しては支払われる一月あたりの工賃の平均額は、三千円を下回つてはならない。	4   第二項の規定により雇用契約を締結していない利用者それに対しては支払われる一月あたりの工賃の平均額は、三千円を下回つてはならない。	5   第二項の規定により雇用契約を締結していない利用者それに対しては支払われる一月あたりの工賃の平均額は、三千円を下回つてはならない。	5   第二項の規定により雇用契約を締結していない利用者それに対しては支払われる一月あたりの工賃の平均額は、三千円を下回つてはならない。	6   第二項の規定により雇用契約を締結していない利用者それに対しては支払われる一月あたりの工賃の平均額は、三千円を下回つてはならない。

二二（略）

二二（略）

種類

- 十二 塁対の防止のための措置に関する事項  
十三 その他運営に関する重要な事項

(準用)

第七百九十七条 第九条から第十七条まで、第十九条、第二十条、第二十一条、第二十二条、第二十三条、第二十四条、第三十六条から第四十一条まで、第五十七条から第六十条まで、第六十六条、第六十八条から第七十条まで、第七十二条から第七十五条まで、第八十六条から第八十八条まで、第九十条から第九十二条まで、第一百五十九条及び第一百六十条の規定は、指定競争者継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは「第百九十七条において準用する第八十九条」と、第二十条第一項中「次条第一項」とあるのは「第百九十七条において準用する第一百五十九条第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一一条第一項」とあるのは「第百九十七条において準用する第一百五十九条第一項」と、第五十七条第一項中「次条第一項」とあるのは「第百九十七条において準用する次条第一項」と、「競業介護計画」とあるのは「競争者継続支援A型計画」と、第五十八条中「競業介護計画」とあるのは「競争者継続支援A型計画」と、第五十九条中「前条」とあるのは「第百九十七条において準用する前条」と、第七十五条第二項第一号中「第五十八条」とあるのは「第百九十七条において準用する第五十八条」と、「競業介護計画」とあるのは「競争者継続支援A型計画」と、同項第五号中「第五十三条の二第一項」とあるのは「第百九十七条において準用する第五十三条の二第一項」とある。

用盡

第九条から第十七条まで、第十九条、第二十条、第二十一  
条、第二十三条、第二十八条、第三十六条から第四十一条まで、第五十  
七条から第六十一条まで、第六十六条、第六十八条から第七十条まで、第  
七十三条から第七十五条まで、第八十六条から第八十九条まで、第一百五  
十九条及び第一百六十条の規定は、指定就労継続支援A型の事業について  
準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるの  
は「第一百九十七条において準用する第八十九条」と、第二十条第一項中  
「次条第一項」とあるのは「第一百九十七条において準用する第一百五十九  
条第一項」と、第二十三条规定第一項中「第二十一条第一項」とあるのは「  
第一百九十七条において準用する第一百五十九条第一項」と、第五十七条第一  
項中「次条第一項」とあるのは「第一百九十七条において準用する次条  
第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と  
、第五十八条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」  
と、第五十九条中「前条」とあるのは「第一百九十七条において準用する  
前条」と、第七十五条第二項第一号中「第五十八条」とあるのは「第一百  
九十七条において準用する第五十八条」と、「療養介護計画」とあるの  
は「就労継続支援A型計画」と、同項第一号中「第五十二条の二第一項  
一」とあるのは「第一百九十七条において準用する第十九条第一項」と、同

第一項に規定する賃金及び第三項に規定する工賃の支払いに要する額は、原則として、自立支援給付をもつて充ててはならない。ただし、当該支払いを行う指定放送・総合支援・A型事業所が甚甚な災害が発生した地域に所在する場合その他やむを得ない場合は、この限りでない。

(新設)

(運営規程)	
第百九十六条の二	指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要な事項に關する運営規程を定めておかなければならぬ。
一	事業の目的及び運営の方針
二	従業者の職種、員数及び職務の内容
三	営業日及び営業時間
四	利用定員
五	指定就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものを除く。）並びに支給決定障害者から受ける費用の種類及びその額
六	指定就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものを限る。）並びに利用者の労働時間、第百九十二条第一項に規定する賃金及び同条第三項に規定する工賃
七	通常の事業の実施地域
八	サービスの利用に当たつての留意事項
九	緊急時等における対応方法
十	非常災害対策
十一	事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の

(新設)

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（抄）（平成十八年厚生労働省令第百七十四号）

改 正 案	現 行
(運営規程)	
第七十一条の二 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならぬ。	(新設)
一 事業の目的及び運営の方針	
二 職員の職種、員数及び職務の内容	
三 営業日及び営業時間	
四 利用定員	
五 就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものを除く。）並びに利用者から受領する費用の種類及びその額	
六 就労継続支援B型の内容（生産活動に係るものに限る。）並びに利用者の労働時間、第八十条第一項に規定する賃金及び同条第二項に規定する工賃	
七 通常の事業の実施地域	
八 サービスの利用に当たつての留意事項	
九 緊急時等における対応方法	
十 非常災害対策	
用する第十九条第一項」と、同項第三号中「第六十五条」とあるのは「第一百九十七条において準用する第八十八条」と、同項第四号中「第七十三条第一項」とあるのは「第一百九十七条において準用する第七十三条第一項」と、同項第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第一百九十七条」と、「第八十九条中「第六十五条」と、第九十二条中「前条」とあるのは「第一百九十七条において準用する第九十二条」と、第九十二条中「前条」とあるのは「第一百九十七条において準用する第九十二条」と読み替えるものとする。	項第三号中「第六十五条」とあるのは「第一百九十七条において準用する第八十八条」と、同項第四号中「第七十三条第一項」とあるのは「第一百九十七条において準用する第七十三条第一項」と、同項第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第一百九十七条」と、「第八十九条中「第六十五条」と、「第八十九条中「第六十五条」と、第九十二条中「前条」とあるのは「第一百九十七条において準用する第九十二条」と、第九十二条中「前条」とあるのは「第一百九十七条において準用する第九十二条」と読み替えるものとする。

(準用)

第八十五条 第八条 第九条、第十三条から第十九条まで、第二十四条から第二十六条まで、第二十八条から第三十一条まで、第三十四条、第四十一条、第四十五条から第四十九条まで及び第五十三条の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第九条第一項第一号中「第十七条第一項」とあるのは「第八十五条において準用する第十七条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第二号中「第十八条第一項」とあるのは「第八十五条において準用する第十八条第一項」と、同項第三号中「第三十条第二项」とあるのは「第八十五条において準用する第三十条第二项」と、同項第四号中「第三十二条第一項」とあるのは「第八十五条において準用する第三十二条第一項」と、第六十条第一項中「次条第一項」とあるのは「第八十五条において準用する次条第一項」と、第七十条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第十八条中「前条」とあるのは「第八十五条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第八十五条 第八条 第九条、第十三条から第十九条まで、第二十四条から第二十六条まで、第二十八条から第三十一条まで、第三十四条(第三二十六条)、第四十一条、第四十五条から第四十九条まで及び第五十三条の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第九条第一項第一号中「第十七条第一項」とあるのは「第八十五条において準用する第十七条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第二号中「第十八条第一項」とあるのは「第八十五条において準用する第十八条第一項」と、同項第三号中「第三十二条第二项」とあるのは「第八十五条において準用する第三十二条第二项」と、同項第四号中「第三十二条第二项」とあるのは「第八十五条において準用する第三十二条第二项」と、第六十条第一項中「次条第一項」とあるのは「第八十五条において準用する次条第一項」と、第七十条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第十八条中「前条」とあるのは「第八十五条において準用する前条」と読み替えるものとする。

- 十一 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類  
十二 惡待の防止のための措置に関する事項  
十三 その他運営に関する重要な事項

(就労)

第七十九条 (略)

2 (略)

3 就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなければならない。

(賃金及び工賃)

第八十条 (略)

2 就労継続支援A型事業者は、生産活動による事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、前項の規定による利用者に支払う賃金の額以上となるようにしなければならない。

3・4 (略)

5 第二項の規定により雇用契約を締結していない利用者それに対する支払われる一月あたりの工賃の平均額は、三千円を下回つてはならない。

(就労)

第七十九条 (略)

2 (略)

(新設)

(賃金及び工賃)

第八十条 (略)

(新設)

2・3 (略)

4 第二項の規定により雇用契約を締結していない利用者それに対する支払われる一月あたりの工賃の平均額は、三千円を下回つてはならない。

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則及び障害者の日常生活及び社会生活に関する基準」に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する一部を改正する省令案」に対して寄せられたご意見について

平成29年2月9日  
厚生労働省  
社会・医療局 障害保健福祉部 障害福祉課

厚生労働省では、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に基づく指定障害福祉サービスの一部を改正する省令案」について、平成29年1月10日から同年1月23日までご意見を募集したところ、計11通のご意見をいただきました。

お寄せいただいたご意見とそれに対する当省の考え方について、別紙のとおり取りまとめましたので、公表いたします。  
なお、取りまとめた都合上、いただいたご意見は、適宜要約しております。また、パブリックコメントの対象となる事項についてのみ考え方を示させていただきます。

回答番号	御意見の内容	御意見等に対する考え方
1	指定基準を制定する際は、国が基本的なモデルを作成・公表して欲しい。	指定基準は、事業運営の基本的な考え方を記載しているものです。各事業所においては、当該基準に沿った運営をしていただきつつ、個々の地域の実情や利用者の希望等に応じた就労の機会の提供等を行っていただく必要があると考えています。
2	給量規制は、具体的にどのように行うのか。	今回の見直しにより、都道府県が定める都道府県障害福祉計画において定める必要な就労継続支援A型のサービス量を確保できている場合、都道府県知事は事業者の指定を行わないことが可能となります。 なお、必要なサービス量については、各自治体において障害福祉計画を作成するに当たり、地域の実情に応じた数を見込んでいただくことが必要と考えています。
3	現在設置されているA型事業所に対して、健全経営がなされているか早急に実地指導等が必要。	各都道府県等に対しては、事業者に対する集団指導や実地指導等において、今回の指定基準の見直しに向けた指導等を行っていただくことを依頼してまいります。
4	今回の見直しの理念は大切である。しかし、地方では、就労継続支援A型事業所の数が少なく、仕事の内容的に、障害のある人が選ぶことのできる状態にはない。今回の見直しが、施設の種類や数の制限にならないよう気をつけたい。	障害福祉計画の作成に当たっては、地域の実情に即した実効性のある内容とするため、障害のある方等を含む幅広い関係者の意見を反映した上で、必要なサービス量を見込むことから、今回の見直しは、必要なサービス量の制限にはならないと考えています。
5	事業所指定の段階で収支予算書類の提出を求めるることにより、事業収益が見込まれない事業所を指定しないという運用を行っている指定権者もある。それに対して一部の就労継続A型事業所は中間会社を設立し、就労支援会計上では中間会社から賃金分の収益を計上し、施設本体会計（給付費）から中間会社に実際の賃金との差額の支払いを行うという手口により規制を逃れる事業所も存	今回の見直しにおいては、生産活動に係る事業収入から必要経費を控除した額が賃金総額以上になればならない旨を規定します。このため、御指摘の件に関してもは、当該規定に違反することになります。

	での取り組みにも力を入れるなど締め付けとなる内容だけではなく、適切な支援を行っている事業者に対してサポートする内容も必要ではないか。
6	今回の「改正する省令案」に賛成します。株式会社は、「障害者のために」、「一部でも社会貢献のために」、就労継続支援A型事業者が、利益を確保できることで当初の志から離れて、更なる利益を上げることが目的化してしまって大規模化に向かっている例が散見されるため、例えば30人規模以上の就労継続支援や共同生活援助の同一法人による経営を、社会福祉法人へ、医療法人、NPO法人までに制限してはどうか。
7	就労継続支援A型事業者について、利用者に対してその希望を踏まえた就労の機会の提供を行う旨の義務規定を設けることについては行き過ぎであると考える。希望は踏まえる必要があると考えるが、就労の機会の提供は常に見えるわけではなく、また希望に添えない事態というのも往々にして存在する。よって、この義務規定については、排除するか、努力義務という形にしていただきたいたい。
8	就労継続支援A型事業者が生産性を上げなければならないことはもつともであり、各事業者が努力し続けなければいけない課題であるが、生産性に繋がる業務を確保することが困難であることも事実である。新たな規定を設けるのであれば、同様に平成25年4月から施行された障害者優先調達推進法の充実を図り、各都道府県及び市町村

	御指摘に関しては、現状では、そのような実態の有無等に係る定量的なデータが存在しないため、ご意見として参考にさせていただきます。
6	株式会社は、「障害者のために」、「一部でも社会貢献のために」、就労継続支援A型事業者が、利益を確保できることで当初の志から離れて、更なる利益を上げることが目的化してしまって大規模化に向かっている例が散見されるため、例えば30人規模以上の就労継続支援や共同生活援助の同一法人による経営を、社会福祉法人へ、医療法人、NPO法人までに制限してはどうか。
7	就労継続支援A型事業者は、通常の事業所に雇用されることのが困難であるが、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して、雇用契約の締結による就労の機会の提供や、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う事業です。このため、就労の機会は常に提供することが求められるとともに、利用者が長く働きたいと希望する場合には、長く働けるように就労の機会を提供しなければ就労継続支援A型事業者としての役割を果たしているとは言えないと考えます。
8	今回の見直しは、指定基準に規定することで、実地指導や指導監査において、自治体が根拠に基づいて指導が可能となるようになります。

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設置及び運営に関する基準の一部を改正する省令案」に対して寄せられたご意見について

(別紙)

回答番号	御意見の内容	御意見等に対する考え方
1	<p>「就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る収入から必要経費を控除した額が賃金の総額以上となるようにならなければならぬ」という規定は厳しい。</p> <p>就労継続支援A型の利用者は、一般の方と比べて能力は劣っているが、就労継続支援B型と違って賃金を下げることもできず、社会保険や有給休暇もあるため、利益が減れば他から補填するしかない。</p> <p>有給休暇の場合、訓練等給付費も入らず、最低賃金・保険料も増えればばかりで、毎年、利用者に支払う最低賃金が上がっており、結果的に黒字を達成することも困難である。</p> <p>以上から、当該規定については、あくまで目標とするか努力義務とし、義務化するべきではないと考える。</p>	<p>就労継続支援A型事業者は、通常の事業所に雇用されることが困難であるが、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して、雇用契約による就労の機会の提供や、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うものです。</p> <p>このため、就労継続支援A型事業者について、最低賃金の支払い等の労働関係法令を遵守した上で、利用者に対し、就労の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上等のための訓練等を行うことが求められています。</p> <p>また、自立支援給付は職業指導員等の支援員の人事費等に充てることを予定しているものであり、利用者の賃金に充てることは適当ないと考えています。</p> <p>以上を踏まえ、就労継続支援A型事業の利用者に対して適切な支援が図られることを担保するために、今回の指定基準の見直しは必要なものと考えています。</p> <p>なお、生産活動に係る事業の収入や必要経費に計上できる勘定科目、猶予期間の設定等に関して、今後、検討の上、指定基準の解釈通知の中でお示しする予定です。</p>
2	<p>不正を働いている事業所もあるという事実は理解できるが、実地指導や指導監査にて是正していくべきで、一律、法改正による取り締まりはすべきでない。</p>	<p>今般の指定基準の改正内容を踏まえ、自治体は事業所の指定基準に係る条例を定めることになります。当該条例に沿って自治体が指導監査を行うことにより、不正な事業所は是正されいくものと考えています。</p>
3	<p>指定基準令第189条第1項の規定により、社会福祉法人以外が就労継続支援A型事業を行う場合、その定款に「障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業」としか記載できないため、定款に記載されていることが許認可の要件となつていて収益性の高い</p>	<p>就労継続支援A型事業所が行う生産活動の内容には制限はないため、収益性の高い事業を行うことは妨げられていません。</p>

	事業に参入できないため、改正案のようにしようとようとでもできる実態がある。
4	就労継続支援△型は「通常の事業所に雇用されることが困難な障害者」を対象にしたサービスである。さらに、指定基準省令第197条では、「就労継続支援△型事業者は正当な理由なくサービスの提供を拒んではならない」とされており、能力的に最低賃金を支払うことなどが困難な障害者へのサービス提供を拒むこともできない。よつて、最低賃金以上の収益を上げることはそもそも不可能である。

